

TAKASU TOWN GUIDE BOOK

鷹栖町ガイド 2

防災・救急 8

届出・証明 9

税金 12

保険・年金 13

福祉・健康 15

子育て・教育 20

くらし 25

相談・町内会 29

生活ガイド 30

2025年  
保存版



鷹栖町 X 株式会社サイネックス

電子書籍

パソコンやスマートフォンでも本誌をご覧いただけます。





この地のお米を  
つなぎ、ほおぼる

2024

10<sup>th</sup>

マツコ・デラックス  
×  
北海道米



JAたいせつ

本

たいせつ農業協同組合

所

旭川市東鷹栖1条3丁目 635-58

TEL57-2311 FAX57-2364

鷹栖支所

鷹栖町北1条1丁目1-4

事務所/貯金店舗 TEL87-2121 FAX87-2289

鷹栖営農センター 鷹栖町北1条1丁目1-1

TEL87-4111 FAX87-3922

鷹栖給油所

鷹栖町北1条1丁目1-9

TEL87-2409 FAX87-2445



JAあさひかわブランド  
黒大豆(黒い恋人)を  
ふんだんに使用した  
大人な辛口キーマカレー



JA たいせつ 米



JAたいせつ×宇治園  
コラボ商品

玄米入り緑茶



旭川市・鷹栖町で育まれた美味しい玄米と  
宇治園が厳選した国産茶葉をブレンドし  
香ばしくさわやかな味わいの  
玄米入り緑茶です。



JAあさひかわ産米 十勝清水町産  
ゆめぴりか甘酒×あずき

お米とあずきだけ。米糲発酵による自然な甘さ。  
糖類無添加、アルコール分0%の甘酒です。



JAあさひかわ産米使用  
ゆめぴりか甘酒

JAあさひかわ産の米と米糲で作りました。  
糖類無添加、アルコール分0%の甘酒です。



JA ASAHIKAWA

あさひかわ農業協同組合

〒078-8234 旭川市豊岡4条1丁目1-18

本 所 TEL31-0111 FAX31-1555

営農企画部 TEL37-8855 FAX31-5377

〒071-1234 鷹栖町北野西4条1丁目1-31

北野基幹支所 TEL87-2131 FAX87-4444

北野資材センター TEL59-3880 FAX87-3081

〒071-1223 鷹栖町北野東3条1丁目3-6

北野給油所 TEL87-3451 FAX87-4780



あさがお神楽店

旭川市神楽5条8丁目1-16

TEL 63-5725



あさがお永山店

旭川市永山2条19丁目3-11

TEL 48-7590

農産物直売所「あさがお」ではJAあさひかわ地域内で生産された農産物・農産加工品を販売しています。



## 町長あいさつ

この冊子には、町のサービスや各種手続き方法、公共施設の案内など、生活に必要な情報を紹介しています。皆さまにご活用いただければ幸いです。

また、当冊子の製作にあたっては、多くの事業者・団体の皆さまから広告掲載料としてご協賛を賜り、発行の運びとなりました。あらためてご協力いただきました皆さまに心から感謝申し上げます。



鷹栖町長  
谷 寿男



### 鷹栖町ガイド 2

- 2 鷹栖町のプロフィール
- 4 引っ越してきたら
- 6 施設案内

### 防災・救急 8

- 8 防災ハザードマップ・防災行政無線
- 8 消防・救急・休日医療

### 届出・証明 9

- 9 届出
- 10 印鑑登録
- 10 マイナンバー制度
- 11 各種証明書発行(手数料)

### 税金 12

- 12 町税の種類・納期について
- 12 納税の方法

### 保険・年金 13

- 13 国民健康保険

- 13 後期高齢者医療制度
- 14 福祉医療制度
- 14 国民年金

### 福祉・健康 15

- 15 介護保険制度
- 15 要介護認定までの流れ
- 16 地域包括支援センター
- 16 介護保険サービス
- 17 高齢者福祉・障がい者福祉
- 18 障がい者福祉
- 18 生活福祉相談センター
- 19 母子保健事業
- 19 各種ワクチン接種事業
- 19 特定健診(血液検査、心電図等)、がん検診、希望の検査など

### 子育て・教育 20

- 20 子育て支援
- 22 子どもの予防接種
- 22 保育園・認定こども園
- 22 『あったかすまいる』～鷹栖町子育てリレーファイル～
- 23 子育て世代包括支援センター(健康福祉課子育て支援係)
- 23 教育

- 24 生涯学習の充実
- 24 運動・スポーツ活動の充実

### くらし 25

- 25 ごみ・リサイクル
- 25 ペット
- 25 し尿の処理
- 25 合併処理浄化槽
- 26 町営バス
- 26 墓地の永代貸付
- 26 ごみステーション購入助成
- 27 上・下水道
- 28 建物・土地・景観・道路・公営住宅

### 相談・町内会 29

- 29 各種相談
- 29 あなたも自治会へ

### 生活ガイド 30

- ※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載しており、有料広告ページとなります。
- 30 健康な生活をおくるための基礎知識
- 32 ご利用ください住まいの制度

## 広告

鷹栖町ふるさとまちづくり応援券附記念品

**天然果汁 100%**

**真っ赤に燃えたトマトジュース**

**オオカミの桃**

もぎたて完熟トマトのおいしさをそのまま瓶に詰めたトマトジュース。

食塩0.2%以外に添加物は一切使用しておらず、コクのあるトマトの風味と甘味が特徴です。鷹栖町を代表する特産品で多くの方に愛用いただいています。

**オオカミの桃のお酒**

**Lycopene AGE**

リコピナーゼ

北海道鷹栖町のロングセラー・トマトジュース「オオカミの桃」の果汁3%使用

美肌や悪玉コレステロールに効果的なリコピン入り完熟トマトの香りにやさしい甘み。あと味スツキリの風味あるお酒です。ロック、ソーダ割で！

アルコール18%  
リキユール720ml  
リコピン含有

リコピンをいつまでも若々しく、おいしいお酒を楽しみましょう。

手づくり生味噌「鷹栖の味噌」  
地場産大豆と米こうじを使い、  
低温熟成させた生味噌

お問い合わせ

株式会社鷹栖町農業振興公社

〒071-1251 北海道上川郡鷹栖町11線5号5番地  
電話 0166-87-2938 / FAX 0166-87-2943  
<https://www.ookami-no-momomiya.jp/>







広告

# かとう整骨院

院長 加藤 吏功

かとう しこう

施術日

月～水・金／ 8:30～11:30 14:00～18:30

木・土／ 8:30～11:30 午後休診

定休日／日曜、祝日

※健康保険取扱い(骨折・脱臼の際は医師の同意が必要)

☎・FAX 0166-87-5337

〒071-1201 上川郡鷹栖町南1条5丁目8番2号

✉ s.kato@kato-seikotsuin.com

www.kato-seikotsuin.com



**AOKI FARM**

株式会社青木ファーム

美味しいお米づくりをしています。

〒071-1251 鷹栖町11線11号1番地

TEL・FAX 0166-59-3070



**道北アグリテック 株式会社**

DOHOKU AGRI TECH

農業機械類の整備・修理・販売・買取



有限会社 道北環境サービス



## 鷹栖町の プロフィール



マスコットキャラクター  
あったかすくん

笑顔 幸せ みんなでつくる  
あったかす

北海道のほぼ中央、上川管内の中心部に位置し、和寒町、北海道第二の都市旭川市に隣接しています。周りを小高い山に囲まれ、全体的には盆地状をなし、中心部を石狩川に注ぐオサラッペ川が北から南へ貫流しています。

トマトジュース「オオカミの桃」で知られる鷹栖町は中心部からJR旭川駅まで車で約25分という利便性の高さと、それでいて豊かな自然に囲まれた住みよい環境にあります。旭川鷹栖インター、旭川北インターの高速道路開通で札幌圏へのアクセスもより容易になっています。

〔 町 章 〕



〔 マリーゴールド 町の花 〕



広告

新田ファーム直営販売店

CAFE & FOOD モウーちゃん家

新田ファーム

北海道 上川郡 鷹栖町 南1条3丁目6-1

営業時間：10:00～18:00[水曜定休]

☎ (0166)76-1430

鷹栖牛

HOKKAIDO TAKASU BEEF

生産から加工まで自社で行う  
安心安全な道産牛です。

優秀賞一席  
最優秀賞  
優秀賞二席



## 鷹栖町民憲章

(昭和47年1月1日制定)

私たちは、鷹栖町民であることに誇りと責任を感じ先人の偉業をうけつぎ、明るく住みよい郷土をつくるためにこの憲章を定めます。

- ・自然を育て、きれいな町をつくりましょう
- ・家庭を愛し、住みよい町をつくりましょう
- ・きまりを守り、明るい町をつくりましょう
- ・生産を高め、豊かな町をつくりましょう
- ・文化を育て、うるおいのある町をつくりましょう

## 姉妹都市

### ゴールドコースト市(オーストラリア)

平成7年3月、友好都市のアルバート市が、隣接するゴールドコースト市と対等合併し、新ゴールドコースト市が誕生しました。平成7年11月には、ゴールドコースト市長ほか10人の公式訪問団が鷹栖町を訪問。その機会に姉妹提携調印式を開催し、両町・市長が宣言文に署名。11月18日、正式に鷹栖町・ゴールドコースト市間で姉妹都市関係がスタートしました。

## 国内交流

日本全国の「鷹」のつく自治体が集まり、ホークスサミットを開催し、首長会議を実施したことをきっかけに、お互いのまちづくりや地域づくりについて情報を交換し、相互理解と協力活動を進めています。近年では小学生が、長崎県松浦市(旧鷹島町)と、生活習慣の違う地域での自然や暮らしを体験し、友情を深めています。

## 町の木 ななかまど



## 人口・世帯数

(令和6年12月31日現在)

- 総人口 6,463人
- 男性 3,088人
- 女性 3,375人
- 世帯数 3,074世帯

広告

鷹栖町のプロフィール

引っ越してきたら

施設案内

広告

- ・土地や建物の調査・測量・登記
- ・各種許認可書類作成・手続き・申請

ご相談はお気軽にどうぞ!

土地家屋調査士 土地、建物の登記・測量 境界紛争解決認定代理  
行政書士  
測量士 **植西事務所**

上川郡鷹栖町  
北1条2丁目1番6号

ご相談・ご依頼  
お問い合わせ

**0166-87-4066**



E-mail: uenishi@ebony.plala.or.jp URL http://www.uenishi.net/

だいしょう

**DAK 大勝アルミ工業**

代表 大塩 勝幸(一級サッシ施工技能士)

### 営業案内

住宅リフォーム・エイゼン工事・アルミサッシ・フロント設計施工  
樹脂サッシ・内窓・風除室・玄関ドア・ブラインド  
複層ガラス・鏡・各種ガラス・カーポート・施工、販売  
軽重量シャッター・アミ戸張替各種販売

ご相談・お見積り承ります

上川郡鷹栖町 11 線  
12 号 3 番

TEL **0166-87-5318**  
FAX **0166-87-5319**  
☎ **090-5983-3709**

合同会社 **今井技建**

北海道知事(登-4)上第126号  
代表 今井 将裕

**GI Goudougaisha Imaigiken**

- ・建築物解体工事・改修解体工事
- ・型枠解体工事・鷹・土工工事
- ・除排雪一式
- ・その他どんな事にも対応します。



ご興味のある方はお気軽にお問い合わせ下さい!(鷹・解体工・大工)

担当直通 **080-6095-1779**

TEL・FAX **0166-73-8470**

本社 旭川市東鷹栖4条3丁目636-261  
営業所 旭川市10条通11丁目

**NISHINO**



**株式会社 西野建設**

一般土木・とび・土工／除排雪業務



**有限会社 西野運輸**

一般自動車・貨物運送／除排雪業務

上川郡鷹栖町14線9号5番地

TEL (0166) 87-2347 FAX (0166) 87-2329



北海道鷹栖町産  
ゆめぴりか  
ななつぼし

**トマト**

**有限会社 ビジネスファーム**

上川郡鷹栖町14線9号5番地

TEL (0166) 87-2347 FAX (0166) 87-2329

有限会社 ビジネスファーム(そ菜センター) 鷹栖町13線13号 ☎0166-87-3130








**Funane Farm**  
SINCE 2022

**舟根FARM株式会社**  
鷹栖町12線7号3番地 TEL/FAX 0166-87-3971

公式LINE



**AiRTEX**  
株式会社 エアーテックス  
農業用ドローン請負業務

**株式会社エアーテックス**  
鷹栖町12線7号3番地 TEL/FAX 0166-87-3971



**社会福祉法人 鷹栖共生会**

きょうのいのち輝き 共に生きる

|                                                                                              |                                                                                                  |                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <p>手造り豆腐料理の店</p> <p><b>伝承館</b></p> <p>鷹栖町18線9号<br/>TEL 0166-87-4446<br/>FAX 0166-87-4476</p> | <p>地産地消の店</p> <p><b>チコリ・はびねす店</b></p> <p>鷹栖町南1条2丁目<br/>TEL 0166-87-3455<br/>FAX 0166-87-3453</p> | <p>とわ北斗<br/>ヴィンヤード</p> <p>鷹栖町16線<br/>TEL 0166-87-5630<br/>FAX 0166-87-5631</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|



**T's steel works**

鷹栖／旭川の  
シャッター修理・施工は  
お任せください

**T's steel works**では施工の価格表を全て公開しております。  
**お見積**は施工前に**無料**でお作りします。

＼シャッターの不具合・違和感ポイント／

|                                                                                                              |                                                                                                              |                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>☑ 上げ下げ時の重さ・速さ(手動)</p>  | <p>☑ 上げ下げ時の音(手動/電動)</p>  | <p>☑ 目視できる違和感(手動/電動)</p>  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

**T's steel works**  
鷹栖町北野東3条1丁目7-10  
TEL・090-7617-4900  
FAX・0166-74-8312

ホームページ



## 引っ越してきたら

総務課(役場代表電話)・・・87-2111  
健康福祉課(はびねす代表電話)・・・87-2112  
教育委員会・・・87-2028 建設水道課・・・74-3312  
町民課・・・74-3083 産業振興課・・・74-3582  
税務課・・・74-3108 農業委員会・・・74-3628  
会計課・・・74-3282 議会事務局・・・74-3660  
まちづくり推進課・・・74-3831

### 14日以内に転入届を

転入してから14日以内に、転出証明書などをお持ちになり、役場で住所変更の手続きをしてください。

窓口は町民課お客さま窓口係(役場窓口番号④・⑤)です P9

受付時間:月曜～金曜(祝・休日を除く)8:30～17:15

### 印鑑登録をする場合は

本人が窓口で直接申請される場合と代理人を申請依頼する場合で手続き方法が異なります。詳しくはお問合せください。

窓口は町民課お客さま窓口係(役場窓口番号④・⑤)です P10

### 国民健康保険に加入する場合は

転入手続きと同時に国保加入手続きをしてください。

窓口は町民課医療年金係(役場窓口番号⑦)です P13

### 後期高齢者医療制度被保険者の住所変更をする場合は

転入手続きと同時に手続きをしてください。

窓口は町民課医療年金係(役場窓口番号⑦)です P13

### 介護保険介護認定の申請をする場合は

前住所で要介護認定を受けていた方

窓口は健康福祉課健康長寿係(はびねす窓口)です P15

### 身体障害者手帳の住所変更をする場合は

手帳の交付を受けている方

### 療育手帳の住所変更をする場合は

手帳の交付を受けている方

### 精神障害者保健福祉手帳の住所変更をする場合は

手帳の交付を受けている方

窓口は健康福祉課地域福祉係(はびねす窓口)です P18



**児童手当の申請をする場合は**

高校生年代修了前までの児童を養育されている方  
転出予定日の翌日から15日以内に申請手続きをしてください。

**児童扶養手当の住所変更をする場合は**

手当を受給されている方

窓口は健康福祉課子育て支援係(はびねす窓口)です P21

**保育園入園の手続きをする場合は**

昼間児童の保育ができない家庭で保育園入園を希望される方  
対象児童:就学前児童

※幼稚園は各園にお問い合わせください

窓口は健康福祉課子育て支援係(はびねす窓口)です P22

**小中学校の転校手続きをする場合は**

転入届出時に町民課お客さま窓口係で発行された住民記載事項証明書が必要です。教育委員会にご持参いただき、就学通知書を発行いたしますので、以前まで通っていた学校で発行された在学証明書と併せて指定された学校へ持参してください。

**就学援助の申請をする場合は**

経済的な理由により給食費や学用品などの負担が困難と認めた児童生徒(小・中学校)の保護者に対し必要な援助を行っています。  
詳しくは窓口へお問い合わせください。

窓口は教育課総務係(役場2階教育課窓口)です

**放課後児童クラブの利用を希望する場合は**

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に  
就学している児童で、児童クラブへの利用を希望される方  
対象児童:小学校1~6年生

窓口は健康福祉課子育て支援係(はびねす窓口)です P24

**飼い犬の登録場所の変更をする場合は**

飼い犬の飼育場所や飼い主が変わった場合に変更手続きが必要です。

窓口は町民課住民生活係(役場窓口番号⑥)です P25

**上下水道の利用**

使用開始の1週間前までに必ず管理係へ、先ず電話でご相談ください。

窓口は建設水道課管理係(役場2階建設水道課窓口)です P27

🌙 夜間診療 8:00まで

## くりやま歯科クリニック

院長 栗山 雅充

**診療科目** 歯科・小児歯科

**診療時間** 月・木 / AM9:30~PM8:00  
火・水・金 / AM9:30~PM7:00  
(昼休み/PM1:00~PM2:30)  
休診日/土 日・祝祭日

上川郡鷹栖町 南1条6丁目1番3号 TEL 0166-59-3222

建築・橋梁・塗装・防水  
シーリング工事・責任施工

## 有限会社 アルプス工業

代表取締役 佐竹 良寛



鷹栖町南2条1丁目  
TEL・FAX 0166-87-3426

あなたのお車を 雨や雪、日差しなどから  
**しっかり守ります!**

軽重量鉄骨 カーポート制作  
ガレージ制作 改造・修理・移動

ハウスのビニールがけが  
楽〜にできちゃう!!!  
便利グッズが登場!

お見積り無料  
お気軽にお問い合わせください。

## (株) 佐々木鉄工業

〒071-1261 上川郡鷹栖町21線10号  
TEL (0166) 87-3756 FAX (0166) 73-3391 携帯 090-3394-3229

## イゾ鹿肉の 山東さんけい




鷹栖町13線16号2  
TEL 0166-87-4229

**営業時間** レストラン&ドッグカフェ  
11:00AM~17:00PM  
(ラストオーダー16:00)

**ドッグラン**  
夏 9:00~17:00  
冬 10:00~16:00

ご宴会・パーティーご予約承ります。ご予算・内容・お時間や送迎等ご相談くださいませ。

北建建設有限会社 TEL 0166-87-3094





## 施設案内



### たかすメロディーホール

所在地 鷹栖町南2条4丁目1番1号  
TEL 87-2500 FAX 87-3232



### 丸山句碑の森

所在地 鷹栖町21線13号  
TEL 87-2028(鷹栖町教育委員会)



### 総合体育館

所在地 鷹栖町南2条4丁目1番2号  
TEL 87-4291 FAX 56-7845



### 郷土資料館

所在地 鷹栖町南1条1丁目1番19号  
TEL・FAX 87-3028  
※開館日(毎週水曜日・土曜日)以外は  
鷹栖町教育委員会87-2028まで



### B&G海洋センター

所在地 鷹栖町北野西4条2丁目6番1号  
TEL 87-4312 FAX 56-8258



### 総合スポーツ公園

所在地 鷹栖町南2条2・3丁目  
TEL 87-4291 FAX 56-7845



### 農産加工センター「四季の里」

所在地 鷹栖町13線16号1番地  
TEL・FAX 87-3838



### サンホールはびねす

所在地 鷹栖町南1条3丁目2番1号  
TEL 87-2112 FAX 87-2226



### フィットネス倶楽部コレカラ

所在地 鷹栖町北野東3条1丁目7番1号  
ぬくもりの家たかほ内  
TEL 76-5120



### 地区住民センター

詳細は鷹栖町HPでご確認ください。



### パークゴルフ場

詳細は鷹栖町HPでご確認ください。



広告

特定建設業



# 立山青野建設株式会社

旭川市春光台3条3丁目4番25号  
TEL (0166) 53-6901  
FAX (0166) 52-3155

上川郡鷹栖町北野西2条1丁目1番15号  
TEL (0166) 87-3450  
FAX (0166) 87-3502



## 子育て支援センター

鷹栖地区子育て支援センター「ぽこ・あ・ぽこ」

所在地 鷹栖町南1条3丁目2番27号

TEL 87-2115



## 北野地区子育て支援センター「カンガルー組」

所在地 鷹栖町北野東2条2丁目 たかす円山幼稚園 内

TEL 87-3222

## 図書室

鷹栖町図書室

所在地 鷹栖町北1条3丁目2番5号

TEL 87-2486 FAX 87-5391



## 北野分室

所在地 鷹栖町北野東3条2丁目3番20号

TEL 87-5772



## パレットヒルズキャンプ場

所在地 鷹栖町17線8号

平日午前8時30分～午後5時15分

TEL 080-5580-0297(管理者: グリーン開発)

74-3582(鷹栖町産業振興課商工観光係)



Tatami Koubou

## 畳工房

一級畳製作技能士 永山 喜一

〒071-1201 上川郡鷹栖町南1条2丁目9-7

携帯 090-2074-7985

電気工事請負・設計施工・メンテナンス

## フナネデンキ

代表 舟根 篤

電気のお困りごとご相談下さい

☎0166-87-2355 FAX0166-73-9577

鷹栖町11線8号6番地

芝生の管理、メンテナンス

土工・造園業

## 株式会社 グリーン開発

〒071-1211 上川郡鷹栖町北1条1丁目1-16

電話 (0166) 87-4790 FAX (0166) 87-5110

メール: gkaihatu@crocus.ocn.ne.jp



## 株式会社 Global Century Farm

代表取締役 北村 浩光

夏季

- お米生産 ゆめぴりかななつぼし えみまる
- 高齢者住宅 環境保全
- 空き家見守りパトロール隊

冬季

- 高齢者住宅 除雪
- 高齢者住宅・一般住宅 屋根の雪下ろし、排雪



〒071-1255 北海道上川郡鷹栖町15線19号

TEL:0166-59-3885 FAX:0166-59-3886







# 防災・救急

## 防災ハザードマップ・防災行政無線

問 総務課総務係 ☎87-2111

### 防災ハザードマップを活用しましょう

本町で発生が想定される洪水災害などにおいて、皆さんの迅速な避難行動や被害の軽減に役立つ事項を掲載しています。  
 地域や家庭における防災活動や災害時などにお役立てください。  
 防災ハザードマップは令和2年11月に全戸配布しました。お手元に見当たらない場合は、総務課総務係へお問い合わせください。  
 ≪より詳しい災害想定を知るためには？≫  
 鷹栖町防災ハザードマップWEB版や鷹栖町土砂災害ハザードマップを確認！

もし、洪水になったら…、もし避難所に行くことになったら…など、日ごろからイメージしておこう！



防災ハザードマップ・防災行政無線

### 伝わり、伝わる防災情報

令和2年度に防災行政無線の整備を行いました。  
 避難情報やライフラインの状況などについて、もれなく正確な緊急情報を発信できるよう、自営の通信網として運用しています。また、平時には広報活動の一環としてまちの身近なお知らせを放送し、「伝わり、伝わる」情報発信の手段として有効活用を図ります。



防災・救急

## 消防・救急・休日医療

問 旭川市鷹栖消防署 ☎87-2042

### 火事や救急は局番なしの「119番」

※消防署の一般電話への通報では出動が遅延します。

- 火災の発生場所が知りたい場合  
火災案内電話 電話番号 050-5536-7057  
※旭川市のホームページでも閲覧できます。  
（「旭川 火災案内」で検索）
- Net119緊急通報システムについて  
聴覚又は音声・言語機能等に障がいがあり音声による119番通報が困難な方で、鷹栖町に在住する方、または通勤・通学する方はQRコードを読みとり、申し込みができます。



Net119緊急通報システム

### 「自分のため」、「家族のため」に住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器は火災の発生を未然にまたは早期に発見し、火災による「逃げ遅れ」を防ぐために有効な設備です。既存住宅には平成23年6月1日から設置の義務化がされていますが、まだ、設置されていない方は、自分のため、家族のために早急に設置してください。  
 また、すでに設置されている方は、機能劣化や電池切れなどによる感知不全を起こさないよう、適切な維持管理をお願いします。  
 【住宅用火災警報器相談窓口】  
 ☎0166-23-1119（旭川市消防本部予防課）

### 救急車の適正利用をお願いします。

全国の統計を見ると近年、救急車の出動件数・搬送人員数はともに増えており、救急隊の現場までの到着時間も遅くなっています。また、救急車で搬送された約半数が入院を必要としない「軽症」という現状もあります。  
 本当に救急車を必要とする方のために、緊急性がない場合は、自家用車や公共交通機関、また民間の患者等搬送サービスなどをご利用ください。  
 ※119番（緊急回線）での各種問い合わせはご遠慮ください。

#### ◆ご自身で行かれる場合は

- 休日・夜間で当番病院が知りたい場合  
北海道救急医療情報案内センター  
（内科・小児科・外科）  
一般電話 0120-20-8699  
携帯電話 011-221-8699  
※旭川市医師会のホームページでも閲覧できます。  
（「旭川 休日当番医」で検索）
- 道北口腔保健センター（休日の救急歯科診療）  
0166-22-2290（診療受付は9:00～16:00まで）



鷹栖町フォトギャラリー  
Takasu Town Photo Gallery



鷹栖町はたちのつどい



親子 心のかけはしプロジェクト





# 届出・証明

**届出** 本人確認書類(マイナンバーカードなど)は必ずお持ちください **問** 町民課お客さま窓口係 **☎** 74-3083

## 戸籍の届出

### 子どもが生まれたとき

生まれた日を含め14日以内

**届出人** 生まれた子の父または母

**届出地** 届出人の現在地(住所地)、  
本籍地、出生地

お持ちいただくもの

- 出生届書
- 出生証明書
- 届出人の印鑑
- 母子健康手帳
- 子を扶養する方の保険証

### 結婚したとき

受理した日に効力を生じる

**届出人** 夫・妻になる方

**届出地** 現在地(住所地)、本籍地

お持ちいただくもの

- 婚姻届書
- ※氏が変更になる方のマイナンバーカードをお持ちください

注意  
すること

必ず成人の証人2人の署名が必要です。未成年の場合は、両親の同意が必要です。婚姻届を提出しても住所は変更されません。

### 離婚したとき

受理した日に効力を生じる

**届出人** 夫・妻

**届出地** 現在地(住所地)、本籍地

お持ちいただくもの

- 離婚届書
- 裁判離婚の場合は、調停調書謄本または判決書謄本と確定証明書
- ※氏が変更になる方のマイナンバーカードをお持ちください。

注意  
すること

協議離婚の場合、夫妻双方の印鑑と成人の証人2人の署名が必要です。  
裁判離婚の場合は、成立または確定の日から10日以内に届け出てください。  
離婚の日から3カ月以内に届け出れば、婚姻中の氏を使用できます。  
離婚届を提出しても住所は変更されません。

### 死亡したとき

死亡したことを知った日から7日以内

**届出人** 親族、後見人など

**届出地** 届出人の現在地(住所地)、  
死亡者の本籍地、死亡地

お持ちいただくもの

- 死亡届書
- 死亡診断書  
または死体検案書

## 住民登録の届出

### 転入

お持ちいただくもの

住み始めた日から14日以内

**届出人** 本人、同一世帯の方

**届出地** 役場

- 転入証明書
- マイナンバーカード・暗証番号
- 印鑑
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書

### 転出

お持ちいただくもの※

転出するまで

**届出人** 本人、同一世帯の方

**届出地** 役場

- 印鑑
- マイナンバーカード



### 転居

お持ちいただくもの※

転居した日から14日以内

**届出人** 本人、同一世帯の方

**届出地** 役場

- 印鑑
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード・暗証番号

### 世帯変更

お持ちいただくもの※

変更した日から効力を生じる

**届出人** 本人、同一世帯の方

**届出地** 役場



※次のものをお持ちの方は、転出の場合は喪失、転居の場合は住所変更、世帯変更の場合は世帯主変更の手続きが必要になりますのでお持ちください

- 健康保険証など
- 各種医療費受給者証
- 介護保険被保険者証
- その他鷹栖町から交付されている受給者証など

広 告

大雪山連峰が  
一望できる  
高台の霊園

合祀墓  
お申込み承ります

お墓のリフォーム・メンテナンス  
解体工事も承っております。  
霊園見学御希望の方御連絡下さい。  
ベトナム霊園が隣接

<<< 全て東南向き の吉相墓地 >>>

**ひばりが丘霊園**

北海道知事許可霊園(旭保)第2828号

**☎(0166)87-3145**

開園時間 8:00~17:00  
鷹栖町15線4号2890番地の10

<https://kyokujitsugroup.jp/hibarigaokarelen>

ひばりが丘霊園

旭川市  
旭川駅  
旭川市役所  
旭川市立病院  
旭川市立図書館  
旭川市立体育館  
旭川市立市民会館  
旭川市立市民センター  
旭川市立市民ホール  
旭川市立市民劇場  
旭川市立市民音楽堂  
旭川市立市民体育館  
旭川市立市民会館  
旭川市立市民センター  
旭川市立市民ホール  
旭川市立市民劇場  
旭川市立市民音楽堂

宗教法人・親自在寺





## 誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている人(ただし、意志能力を有しない人を除く)が、一人につき1本だけ登録できます。

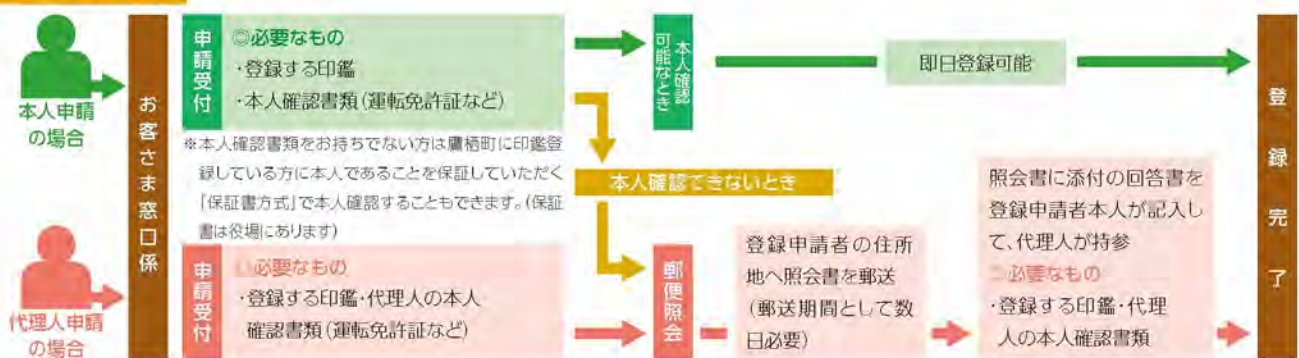
## どのような印鑑でも登録できるの？

次のような印鑑は登録できません。

- 印影に氏名以外のものが彫ってあるもの、もしくは文字の判読が困難なもの
- ゴムなどの変形しやすい素材のもの

- 同じ世帯の方が登録している印鑑と同じもの、もしくは酷似しているもの
- 印鑑の縁が1/4以上欠けているもの、または縁のないもの
- 一辺が8mm以上25mm未満の正方形に収まらないもの

## 印鑑登録の流れ



## マイナンバー制度

問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

国民一人ひとりに与えられる12桁の番号のことです。一つとして同じ番号はなく、一人ひとりが固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、平成28年1月からは身分証明をはじめ、さまざまなことに利用できる「マイナンバー(個人番号)カード」が申請により交付されます。

### 通知カード

氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載されたもので、平成27年10月1日から令和2年5月25日までに住民登録されていたすべての方に送られています。

本人確認の身分証明書にはなりません。

※通知カードは令和2年5月25日に廃止され、再交付申請や券面記載事項変更手続きは行うことができません。

※通知カードの券面記載事項と現在の住民票に記載されている内容が一致している場合に限り、番号制度における「番号確認書類」として利用できます。

※通知カードの券面記載事項と現在の住民票に記載されている内容が一致していない場合は、マイナンバー(個人番号)が記載された住民票または住民票記載事項証明を取得し、番号確認書類としてご利用ください。

※マイナンバーカードを交付された場合は、鷹栖町役場に返納してください。

### マイナンバーカード

マイナンバーカードは番号制度における「番号確認書類」と「身元確認」を1枚で行うことができます。マイナンバーカード交付申請書に顔写真を貼付し、必要事項を記入したうえで、申請先に郵送(※)することにより、後日鷹栖町役場において交付されます。

※インターネットを利用して申請することも可能です。

詳しくは総務省HP、総合サイトHPをご覧ください。



総務省HP



総合サイト

以下の手続きを行う場合、記載事項の変更等が必要となりますので、マイナンバーカード(個人番号カード)をご持参ください。

- 転入・転居・国外転出などの異動
- 戸籍届出の氏名などの変更



## 各種証明書発行(手数料)

問 町民課お客さま窓口係 ☎74-3083

### 交付時に必要な書類ー本人確認書類ー

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に窓口来庁者の本人確認を実施しています。

| 1点でよいもの<br>顔写真付きの官公<br>庁発行のもの                                    | 2点必要なもの A+AまたはA+Bの組み<br>合わせ B+Bは不可                                |                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                  | A                                                                 | B                                                                                              |
| ・運転免許証<br>・マイナンバーカード<br>・パスポート<br>・身体障害者手帳<br>・療育手帳<br>・在留カード など | ・健康保険証 など<br>・介護保険証<br>・年金手帳<br>・各種医療受給者証<br>・各種手当証書<br>・印鑑登録印 など | ・国・地方公共団体が<br>発行した資格証明書<br>・社員証・学生証<br>・通帳<br>・クレジットカード<br>・キャッシュカード<br>・氏名及び生年月日記<br>載の診察券 など |

(記載されている氏名住所が現在住民票に記載されている氏名住所と一致するものであること。有効期限があるものは、有効期限内のものであること。)

### ●コンビニ交付

コンビニで証明書を発行することができます。住民票・印鑑証明書(令和6年12月末現在)

### ●郵送請求

郵送で証明書の請求をすることができます。

### ●予約交付

電話又はインターネット予約により証明書を受け取ることができます。

電話での予約受付時間は平日8:30~17:00です。

郵送請求・予約交付についての詳細は鷹栖町ホームページをご覧ください。



郵送請求・予約交付



届出・証明

### 主な証明書の手数料等 窓口来庁者の本人確認書類は必ずお持ちください

| 証明書の種類         |                 | 手数料   |        | 電話<br>予約              | インターネット<br>予約         | 郵送<br>請求 | 注意事項                                                                                                                                |
|----------------|-----------------|-------|--------|-----------------------|-----------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民票            | 住民票             | 1通    | 200円   | ○                     | ○                     | ○        | ●本人または同一世帯の方以外は委任状が必要です。                                                                                                            |
|                | 住民票記載事項証明書      | 1通    | 200円   |                       |                       |          |                                                                                                                                     |
| 戸籍             | 戸籍の附票           | 1通    | 200円   | ○                     | ○                     | ○        | ●本人または直系者による請求…請求事由不要<br>●第三者請求…請求事由必要<br>(必要に応じて資料の提出を求めます。)<br><br>上記以外の方は委任状が必要です。                                               |
|                | 戸籍全部・個人事項証明書    | 1通    | 450円   | ×                     | ×                     | ○        |                                                                                                                                     |
|                | 戸籍電子証明書         | 1通    | 400円   |                       |                       |          |                                                                                                                                     |
|                | 除籍全部・個人事項証明書    | 1通    | 750円   |                       |                       |          |                                                                                                                                     |
|                | 除籍電子証明書         | 1通    | 700円   |                       |                       |          |                                                                                                                                     |
|                | 改製原戸籍謄・抄本       | 1通    | 750円   |                       |                       |          |                                                                                                                                     |
|                | 戸籍記載事項証明書       | 1通    | 350円   |                       |                       |          |                                                                                                                                     |
|                | 身分証明書           | 1通    | 300円   | ×                     | ×                     | ○        |                                                                                                                                     |
| 印鑑登録証明書        | 印鑑証明書           | 1通    | 300円   | ○<br>カード<br>所有者<br>のみ | ○<br>カード<br>所有者<br>のみ | ×        | ●印鑑登録証(カード)を持参してください。<br>●代理人へ印鑑登録証(カード)を預けることで、委任したことになるので、委任状は不要です。<br>●予約交付はカードをお持ちの方のみ対象です。<br>[カード未引換の方]<br>●ご本人が登録印を持参してください。 |
| 個人<br>町道民<br>税 | 所得証明書           | 1通    | 300円   | ○                     | ○                     | ○        | 所得金額の証明                                                                                                                             |
|                | 課税証明書           | 1通    | 300円   | ○                     | ○                     | ○        | 所得金額、所得控除および税額の証明                                                                                                                   |
|                | 非課税証明書          | 1通    | 300円   | ○                     | ○                     | ○        | 課税されていない証明                                                                                                                          |
| 固定資産税          | 評価証明書           | 1通    | 700円   | ○                     | ×                     | ○        | 資産の評価額の証明                                                                                                                           |
|                | 公課証明書           | 1通    | 700円   | ○                     | ×                     | ○        | 課税標準額、相当税額の証明                                                                                                                       |
|                | 住宅用家屋証明書        | 1通    | 1,300円 | ×                     | ×                     | ○        | 登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明                                                                                                                 |
| 納税             | 納税証明書           | 1通    | 300円   | ○                     | ○                     | ○        | 納められた税額の証明                                                                                                                          |
|                | 軽自動車税(種別割)継続検査用 | 手数料免除 |        | ○                     | ○                     | ○        | 軽自動車税(種別割)の滞納がないことの証明                                                                                                               |





# 税金

住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

皆さんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

## 町税の種類・納期について

問 税務課税務係 ☎74-3108

| 税金の種類          | 納税義務者                                                                                             | 納期                |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
|                |                                                                                                   | 4月                | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 個人町道民税         | 町が行政サービスを提供するために必要な費用を、町民の皆さんに負担していただく税金です<br>1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人                   |                   |    | 1期 |    | 2期 |    | 3期  |     | 4期  |    |    |    |
|                |                                                                                                   | 給与からの特別徴収:毎月      |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|                |                                                                                                   | 公的年金からの特別徴収:年金支給月 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 固定資産税          | 固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です<br>1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する人                       |                   | 1期 |    | 2期 |    | 3期 |     | 4期  |     |    |    |    |
| 軽自動車税<br>(種別割) | 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車に対してかかる税です<br>4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、2輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有する人 |                   | 全期 |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 国民健康保険税        | 市町村が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします<br>世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります                                          |                   |    | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期  | 6期  | 7期  | 8期 | 9期 |    |
|                |                                                                                                   | 公的年金からの特別徴収:年金支給月 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |

## 納税の方法

問 税務課税務係 ☎74-3108

### 納税の方法

町から納付書を郵送します。  
次の方法により、納期限内に納付してください。

#### 1 地方税お支払サイト

eL-QRコードのある納付書が対象です。クレジットカード、インターネットバンキングなど、さまざまなお支払い方法が選択できます。

#### 2 役場窓口

#### 3 指定金融機関

- 窓口で納付(手数料がかかる場合があります。)
- 口座振替で納付

#### 町税を納付できないときは…

災害や病気、失職などで納税が困難なときに、納税の猶予などを受けられる場合があります。詳しくは、税務課へお問い合わせください。

滞納したままですと、財産の差し押さえなどの滞納処分を受ける場合もありますので、注意してください。

### 4 コンビニ・スマホアプリ納付

納税は **便利** **確実** **安心** な

「**口座振替**」がおすすめです！

#### 【指定金融機関】

- たいせつ農業協同組合 ●あさひかわ農業協同組合
- 旭川信用金庫 ●北海道銀行 ●北洋銀行
- 北陸銀行 ●ゆうちょ銀行

#### 【申込方法】

役場窓口または金融機関に備えてある「口座振替依頼書」にてお申し込みください。

必要なもの:通帳、取引印(通帳届出印)

※ゆうちょ銀行は郵便局窓口にてお申し込みください。

●納税のご相談は…税務課 ☎74-3108



鷹栖町フォトギャラリー  
Takasu Town Photo Gallery



たかすマルシェ



湖水まつり





# 保険・年金

## 国民健康保険

問 町民課医療年金係 ☎74-3083

万一の病気やけがのときに、経済的な負担を軽くし、安心して医療が受けられるための相互扶助の制度です。

### 国民健康保険に関する手続き 本人確認書類(マイナンバーカードなど)をお持ちください

|     | こんなとき                           | 手続きに必要なもの                                                                                         |
|-----|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 加入  | 他の市区町村から転入したとき                  | 転出証明書                                                                                             |
|     | 他の健康保険をやめたとき                    | 資格喪失証明書                                                                                           |
|     | 他の健康保険の被扶養者からはずれたとき             | 資格喪失証明書                                                                                           |
|     | 生活保護を受けなくなったとき                  | 保護廃止決定通知書                                                                                         |
|     | 子どもが生まれたとき                      |                                                                                                   |
| 喪失  | 他の市区町村へ転出するとき                   | 健康保険証など                                                                                           |
|     | 他の健康保険に加入したとき                   | 健康保険証など、資格取得証明書または加入した健康保険の健康保険証など                                                                |
|     | 生活保護を受けることになったとき                | 健康保険証など、保護開始決定通知書                                                                                 |
|     | 死亡したとき                          | 健康保険証など                                                                                           |
|     | 住所、世帯主、氏名、世帯構成などが変わったとき         | 健康保険証など(国保加入者全員分)                                                                                 |
| その他 | 健康保険証などをなくしたとき、汚れて使えなくなったとき     |                                                                                                   |
|     | 修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき          | 健康保険証など、在学証明書                                                                                     |
|     | 医療費が高額になるとき(限度額認定証)             | 健康保険証など                                                                                           |
| 給付  | 出産したとき(出産育児一時金)                 | 健康保険証など、振込先口座の分かるもの(世帯主)、医療機関等から交付される「代理契約に関する文書(合意書)」、出産費用の明細書<br>(※直接支払制度を利用しない場合は、出産費用の領収・明細書) |
|     | 死亡したとき(葬祭費)                     | 振込先口座の分かるもの(喪主)、喪主が確認できるもの                                                                        |
|     | 医療費が高額になったとき(高額療養費)             | 健康保険証など、領収証、振込先口座の分かるもの                                                                           |
|     | 医療費を全額自己負担したとき、補装具等を作成したとき(療養費) | 健康保険証など、診療内容の明細書、領収書、医師の同意書または証明書、振込先口座の分かるもの                                                     |

## 国民健康保険税

### 保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の3つを計算して税額が決まります。

| 所得割             | 均等割             | 平等割       |
|-----------------|-----------------|-----------|
| 世帯の加入者の所得に応じて計算 | 世帯の加入者の人数に応じて計算 | 一世帯当たりで計算 |

### ⚠ 保険税を滞納すると

財産の差し押さえ等の滞納処分を行う場合があります。

## 後期高齢者医療制度

問 町民課医療年金係 ☎74-3083

### 後期高齢者医療制度とは

75歳以上の方(一定の障がいがある方は65歳以上)が、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療給付を受ける制度です。

### 後期高齢者医療保険に関する手続き 本人確認書類(マイナンバーカードなど)をお持ちください

|     | こんなとき                           | 手続きに必要なもの                                         |
|-----|---------------------------------|---------------------------------------------------|
| 加入  | 他の市町村から転入したとき                   | 負担区分証明書(道外からの転入者のみ)                               |
|     | 65歳以上で一定程度の障がい状態にあるとき           | 身体障害者手帳等                                          |
|     | 生活保護を受けなくなったとき                  | 生活保護廃止決定通知書                                       |
| 喪失  | 他の市町村へ転出するとき                    | 健康保険証など                                           |
|     | 死亡したとき                          | 健康保険証など                                           |
|     | 生活保護を受けることになったとき                | 健康保険証など、生活保護開始決定通知書                               |
| その他 | 健康保険証などをなくしたとき、汚れて使えなくなったとき     |                                                   |
|     | 医療費が高額になるとき(限度額認定証)             | 健康保険証など                                           |
| 給付  | 死亡したとき(葬祭費)                     | 通帳(喪主)、喪主が確認できるもの<br>(※喪主と相続人が異なる場合は相続人の印鑑と通帳も必要) |
|     | 医療費を全額自己負担したとき、補装具等を作成したとき(療養費) | 健康保険証など、診療内容の明細書、領収書、医師の同意書または証明書、振込先口座の分かるもの     |





## 後期高齢者医療保険料

### 保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人ひとりに、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{均等割額} & + & \text{所得割額} & = \\ \hline \text{被保険者全員が均等に負担} & & \text{被保険者の所得に応じて負担} & \text{年間保険料} \\ \hline & & & \text{4月から翌年3月までを1年間} \\ \hline \end{array}$$

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。  
※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。

## 福祉医療制度

問 町民課医療年金係 ☎74-3083

### 福祉医療制度とは

各助成制度の対象となる方の健康保険適用分の医療費を助成する制度です。

|               | 対象者                                                                                              | 自己負担額                                                                                                                              |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子ども医療費助成      | 高校生までの子ども                                                                                        | 自己負担なし                                                                                                                             |
| ひとり親家庭等医療費助成  | 18歳未満の子どもまたは18歳以上20歳未満で未就労の子どもを養育しているひとり親とその子ども<br>※所得制限があります                                    | 《父・母(入院のみ)》<br>●非課税世帯…初診時一部負担金<br>●課税世帯…総医療費の1割<br>《お子さん》<br>●高校生まで…自己負担なし<br>●非課税世帯(高校生までを除く)…初診時一部負担金<br>●課税世帯(高校生までを除く)…総医療費の1割 |
| 重度心身障がい者医療費助成 | ●身体障害者手帳1級、2級、3級(内部障がいに限る)をお持ちの方<br>●重度の知的障がい者と判定または診断された方<br>●精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方<br>※所得制限があります | ●非課税世帯…初診時一部負担金<br>●課税世帯…総医療費の1割                                                                                                   |
| 精神障がい者医療費助成   | 町内に6カ月以上居住し、精神科医により、精神障がい者として診断された方<br>※所得制限があります                                                | 精神病での入院費のみ助成<br>●非課税世帯…初診時一部負担金<br>●課税世帯…総医療費の1割                                                                                   |
| 未熟児養育医療       | 満1歳未満かつ医師が入院養育を必要と認めた場合                                                                          | 自己負担なし(子ども医療費助成の対象)                                                                                                                |

## 国民年金

問 旭川年金事務所 ☎25-5606 町民課医療年金係 ☎74-3083

### 国民年金とは

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて第1号または第3号被保険者となります。また、国民年金第1号被保険者は毎月、保険料を納める必要があります。

### こんなときは届出を

|            | 「こんなとき」具体例          | 必要なもの                                    | 期間    |
|------------|---------------------|------------------------------------------|-------|
| 加入するとき     | 厚生年金の被扶養配偶者でなくなったとき | ●基礎年金番号またはマイナンバーが分かる書類<br>●扶養抹消年月日が分かる書類 | 14日以内 |
|            | 会社など退職したとき          | ●基礎年金番号またはマイナンバーが分かる書類<br>●退職日の分かる書類     |       |
| 年金を受けているとき | 年金を受けていた人が死亡したとき    | ●年金証書<br>●戸籍謄本など                         | 14日以内 |



日本年金機構

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

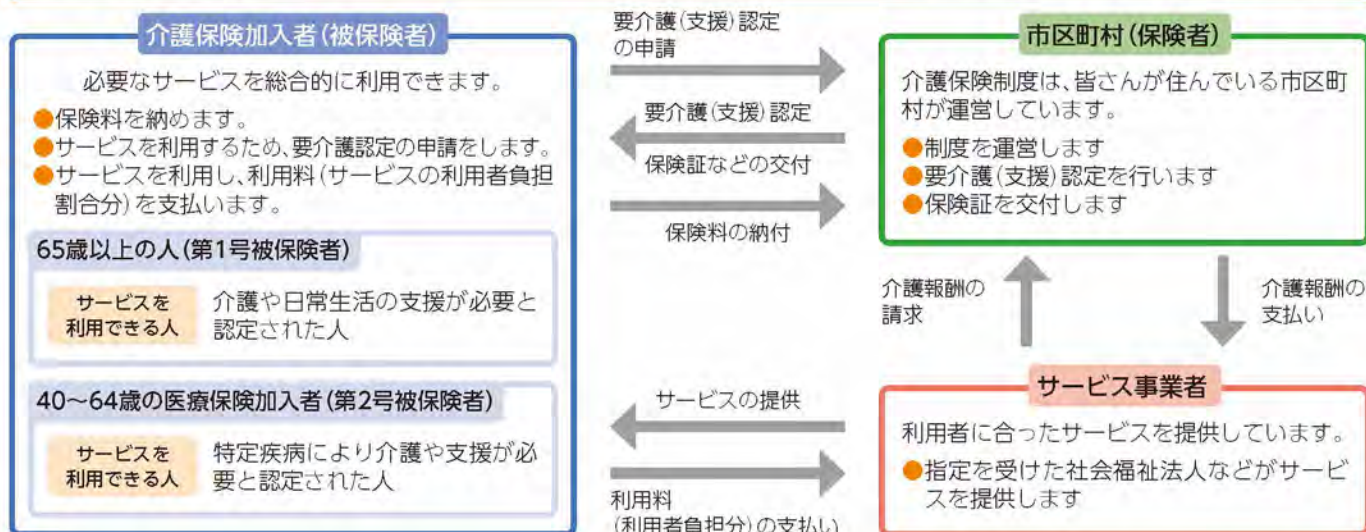




# 福祉・健康

## 介護保険制度

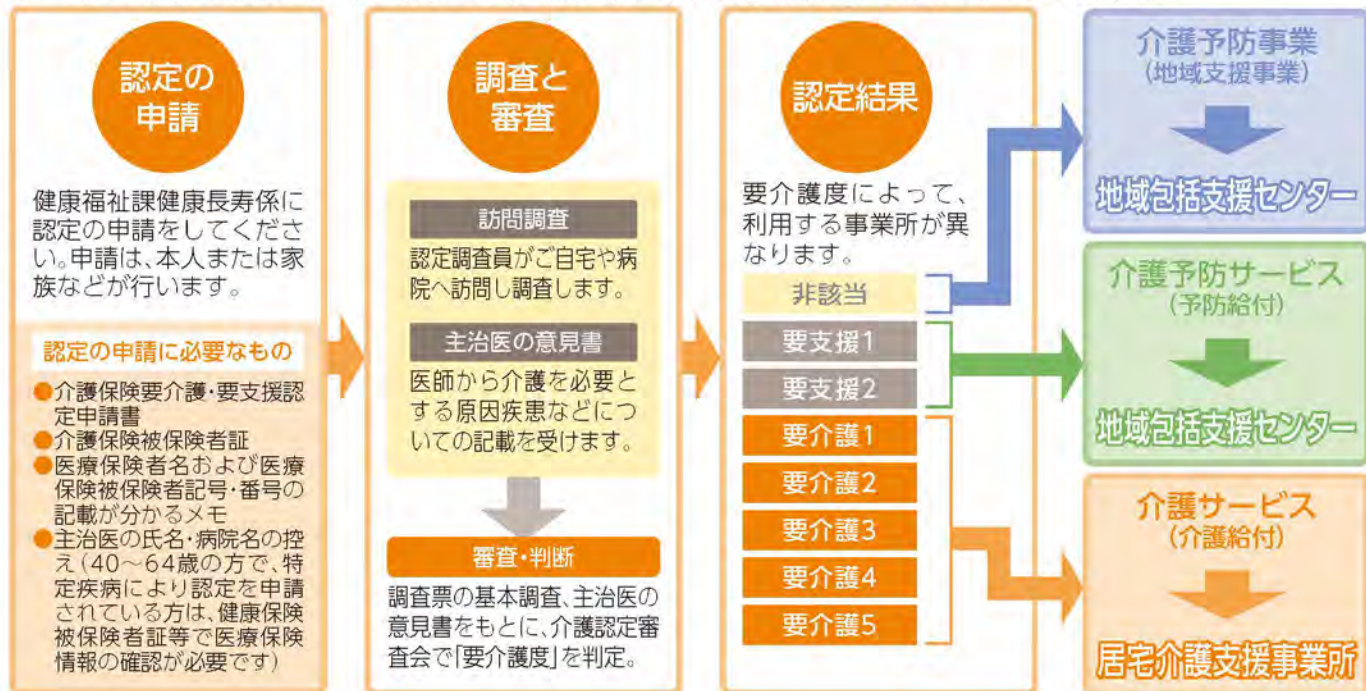
問 健康福祉課健康長寿係 ☎87-2112



## 要介護認定までの流れ

問 健康福祉課健康長寿係 ☎87-2112

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。



福祉・健康

広告



しあわせを咲かせて生きる～ SATSUKIKAI  
社会福祉法人さつき会



特別養護老人ホーム・ショートステイ  
デイサービスセンターはびねす  
鷹栖町介護センターさつき苑

**鷹栖 さつき苑**

〒071-1201 鷹栖町南1条3丁目2番7号  
TEL (0166) 87-3321  
FAX (0166) 87-2630



多機能型グループホーム  
小規模多機能ホーム

**鷹栖 なごみの家**

〒071-1201 鷹栖町南1条1丁目1番20号  
TEL (0166) 59-3321  
FAX (0166) 87-5650



地域密着型特別養護老人ホーム・小規模多機能ホーム  
地域交流スペースふれあい館くろくろく

**めくもりの家 えん**

〒071-1249 鷹栖町9線4号5番地  
TEL (0166) 87-5824  
FAX (0166) 87-5825



サービス付き高齢者向け住宅  
フィットネス倶楽部コレカラ・地域交流スペースおえーる  
鷹栖町ヘルパーステーションさつき苑

**めくもりの家 たかほ**

〒071-1223 鷹栖町北野東3条1丁目7番1号  
TEL (0166) 76-5037  
FAX (0166) 76-5036

<http://www.satsuki-kai.jp>

さつき会

検索



## 地域包括支援センター

問 地域包括支援センター ☎87-2112

### 総合相談

高齢者の、暮らしにかかわる心配(住み替え、もの忘れ等)の相談、困りごとに対応します。

### 介護予防地域支援事業

#### ●介護予防教室

高齢者の筋力アップ、認知症予防のための教室を開催しています。

### 介護予防支援

要支援者を対象に介護予防ケアプランを作成します。

### 権利擁護

高齢者の虐待に関する相談や金銭管理、成年後見人制度の紹介を行っています。

### 生活支援

日常生活用具の給付・貸与、配食サービス、軽度生活援助、緊急通報システムの運用を行っています。

### 包括的・継続的ケアマネジメント

関係機関と連携し適切なサービスの提供と住みやすい地域づくりを支援します。

## 介護保険サービス

問 健康福祉課健康長寿係 ☎87-2112

### 自宅で受ける(サービスの一例)

#### ①訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

#### ②訪問入浴介護

移動入浴車で家庭を訪問し、介護士と看護師が入浴の介助を行います。

#### ③訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

#### ④訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います。

#### ⑤居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、在宅での療養生活を送るために必要な療養上の管理および指導を受けます。

### 施設に通う(サービスの一例)

#### ⑥通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどに通所して、食事(入浴)などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。

#### ⑦通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関などで、食事(入浴)などの日常生活上の支援や、生活行為向上の機能訓練などを日帰りで行います。

### 短期の入所

#### ⑧短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

福祉施設に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。日常の「生活介護」と医療上のケアを含む「療養介護」があります。

### 介護環境を整える

#### ⑨福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。品目により要介護度の設定があります。

#### ⑩福祉用具購入

特定福祉用具を、指定された事業者から購入したときに購入費(上限あり)が支給されます。

#### ⑪住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用(上限あり)が支給されます。改修前に申請が必要です。

#### ⑫居宅介護支援

自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、サービス計画の作成や連絡調整のケアマネジメントを行います。



福祉・健康



鷹栖町フォトギャラリー  
Takasu Town Photo Gallery



除雪サービス



買い物支援の様子



## 高齢者福祉・障がい者福祉

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で生活するために、さまざまなサービスを提供しています。ここではサービスの一部をご紹介します。

### ○オムツ代の助成

在宅高齢者のオムツ代を助成して介護者の身体的・経済的負担を軽減します。

|     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| 対象  | 介護保険で要介護4・5の方を在宅で介護している方(町民税非課税世帯のみ) |
| 助成額 | 月6,000円以内                            |
| 申請  | 領収書を持参の上、申請してください。                   |

### ○緊急通報システム

急病や事故などの緊急時に消防に通報できる機器を貸与します。

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 対象  | 65歳以上の高齢者世帯など         |
| 費用  | 月額1,000円(町民税非課税世帯は半額) |
| その他 | 設置には電話回線(アナログ)が必要です。  |

### ○除雪サービス

高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦世帯、障がい者のいる世帯で、自分たちで除雪が困難な世帯に、除雪サービスを行います。

|    |                                                                           |
|----|---------------------------------------------------------------------------|
| 対象 | ・70歳以上の高齢者または障害者手帳所持者、介護認定を受けている方のみの世帯<br>・要介護4・5の方または重度心身障がい者とその介護者のみの世帯 |
| 費用 | 【1時間につき】人力除雪580円、機械除雪860円(町民税非課税世帯は半額)                                    |

### ○高齢者等屋根雪下ろし費用助成事業

冬期間の自立した生活および身体の安全を確保するため、日常生活上利用している住宅等の屋根雪下ろしおよびその雪の排雪費用の一部を助成します。

|     |                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象  | ①同一建物において、全員が要介護(支援)認定を受け、または障害者手帳を所持している世帯<br>②重度要介護者(要介護4・5)の方、身体障害者手帳1～3級(3級は内部障がい者のみ)、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方とその方を常時介護する方(1人)のみで構成される世帯<br>③同一建物において、70歳以上の方のみや障がいのある方のみで構成される世帯<br>④ひとり親世帯(母子世帯のみ)<br>※非課税世帯に限る等、その他対象要件があります。 |
| 助成額 | 屋根雪下ろしに要する経費の3分の2とし、助成上限額は2万円までとします。                                                                                                                                                                                                  |

問 健康福祉課健康長寿係・地域福祉係 ☎87-2112

### ◆配食サービス

調理が困難な高齢者や障がい者のみの世帯に安否確認を兼ねて、温かくてバランスのとれた夕食(月～金曜日の間)をお届けします。

|    |                     |
|----|---------------------|
| 対象 | 在宅の高齢者世帯または障がい者世帯   |
| 費用 | 配食にかかる費用のうち、食材料費相当額 |

### ◆交通費の助成

その年の1月1日から継続して町に在住している方で4月1日現在で、80歳以上の方

4月1日現在で、70～79歳の方で、保有するすべての運転免許証を自主的に返納した方を対象に助成を行っています。

### ◆買い物支援センター

買い物が困難な方へ宅配・送迎等のサービスを行っています。お問合せは町社会福祉協議会(☎87-4451)まで。

### ◆安心すまい住宅補助

高齢者などが自宅で安心して暮らすことができるように、住宅を改修する場合にその費用の一部を補助します。

|     |                                                                                                    |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象  | ①介護認定を受けている高齢者の方<br>②身体障害者手帳の交付を受けている上肢・下肢・体幹機能障がい者の方<br>③重症心身障がい者の方<br>④60歳以上の高齢者で基本チェックリストに該当する方 |
| 手続き | 着工前に申請が必要です。また、助成額等詳しい内容についてはお問い合わせください。                                                           |

### ◆家族介護支援事業(ココセコム)

徘徊などの可能性がある方を介護する家族の方に対し、端末所持者の位置情報を早期把握に役立つ端末を貸し出します。

|       |                                                                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象    | 認知機能に低下がみられる40歳以上の方や障がいのある方を介護する家族                                                                                |
| 金額    | 月額1,320円(税込)                                                                                                      |
| その他費用 | 電話による位置確認や現場急行には別途費用がかかります。<br>・電話による位置確認 220円/1回(税込)<br>・現場急行料金 11,000円/1回・1時間(税込)<br>・バッテリー交換費用 2,310円(税込・送料含む) |



福祉・健康

広告

産業用機械機器設計製造業・建築工事

**カーポート 雪止フェンス** 雪国に強い、安心安全の耐久力。S-Kテクノのカーポート。

雪はね軽減    オーダーメイド

サイズ・形状フリー    高齢者宅実績多数

割賦也可    ネット取付可

お気軽にご相談ください

有限会社 **S.K テクニカ**

旭川市近文町21丁目1120番地  
TEL (0166) 51-8181  
FAX (0166) 51-8109

<https://sk-technica.co.jp>





## 障がいのある人の福祉サービス

障がい福祉サービスは、障害者手帳をお持ちの人が対象のサービスです。手帳の取得については、健康福祉課へ。

## 身体障害者手帳

身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付されます。【1級～6級】

## 療育手帳

児童相談所等において、知的障がいがあると判定された方に交付されます。【A・B】

## 精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するものです。【1級～3級】

## こんな時は届け出を！

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障がいの程度が変わったとき
- 本人が死亡したとき

## ◆各手当

障がいのある人および障がいのある児童を家庭で監護している人に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

障がい福祉のサービスを利用する場合は、利用者の状態に応じたサービス等利用計画を作成することが必要です。また、サービスの必要性を明確に判断するための調査を行うことがあります。

## 訪問系サービス(サービスの一例)

## ①居宅介護(ホームヘルプ)

居宅において、お風呂や食事の手伝い、掃除や買い物、病院の付き添いなど、生活全般に係る支援を行います。

## 日中活動系サービス(サービスの一例)

## ②生活介護

常に介護を必要とする人が対象となり、昼間、入浴、排せつ、食事の介護、創作活動、生産活動の機会を提供します。

## ③就労継続支援

一般企業などへの就労が困難な人が対象となり、働く場を提供するとともに、必要な知識及び脳力向上のために必要な訓練等を行います。

## ④短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気などで介護ができないときは、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事などの介護を受けられます。

## 居住系サービス(サービスの一例)

## ⑤共同生活援助(グループホーム)

生活面の課題、体調の変化などの確認、助言、連絡調整、利用者からの相談に対応します。

## ⑥施設入所支援

夜間に入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

## 障がい児通所支援(サービスの一例)

## ⑦児童発達支援

日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

## ⑧放課後等デイサービス

授業の終了または休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行います。

その他サービスもございますので、健康福祉課地域福祉係にお問い合わせください。

## 生活福祉相談センター

問 生活福祉相談センター ☎87-2112

高齢・障がい・子ども・生活困窮・消費生活トラブルなどの相談や困り事などに対応しています。相談内容によっては必要に応じて関係する機関へつなぐことも行います。



生活福祉相談センター

広 告

子どもたちがすくすくといきいきと育っていくために。  
子ども発達支援事業所



こらいず たかす

Co - Raiz TAKASU

子どもの育ちが心配になったら、少しでも早く、ご相談ください

☎たかぎ発達支援室

## 開 所 日

月曜日から金曜日

※祝日、年末年始など除く

## 開 所 時 間

9:00 から 17:20

## 対 象 年 齢

0歳から小学6年生

## 送 迎

鷹栖町内は送迎します

※鷹栖町外の方は自主通所にご協力ください

## 利 用 費 用

通所支援受給者証を利用  
いただくことで自己負担額は  
1回1,500円程度です。

(未就学児は「幼児教育・保育の無償化」  
により自己負担はありません。)

たかぎ発達支援室 / こらいずたかす

上川郡鷹栖町北1条2丁目1-7 ☎・FAX 0166-56-9500



## 母子保健事業

問 健康福祉課子育て支援係 ☎87-2112

### ◆母子健康手帳交付

妊娠の届出をされた方に、母子健康手帳を交付します。妊娠届出書は、個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。交付はサンホールはびねすのみで実施しています。

### ◆妊産婦健康診査

妊娠届出の際に妊産婦健康診査受診票、1カ月児健康診査受診票をお渡しします。

### ◆新生児聴覚検査

生後できるだけ早期に眠っている状態で受ける検査です。妊娠届時に受診票をお渡しします。

### ◆妊産婦への家庭訪問

妊娠中、産後の方へ血圧測定や相談などを行います。事前に、対象の方へ電話連絡いたします。

### ◆プレパパママ広場

妊娠16週以降(安定期すぎ)の方を対象に、年6回程度、助産師や栄養士の話およびパパ・ママ同士の交流を図っています。対象の方へ個別に通知しています。

### ◆妊産婦歯科検診

妊娠届出日から1年間、町内の歯科医院(鷹栖歯科・口腔外科、くりやま歯科)または上限3,880円でかかりつけ歯科医院で受診できます。受診の際は直接歯科医院へお申込ください。

### ◆産後ケア事業

産後1年未満の母子で、周囲から育児や家事等のサポートが十分受けられない方、育児不安や産後体調不良等がある方が、お母さんの休息やケア・育児相談を受けられるサービスです。詳しくはお問い合わせください。

## 各種ワクチン接種事業

問 健康福祉課保健推進係 ☎87-2112

### 高齢者インフルエンザ予防接種への助成

対象 ①65歳以上の方  
②60～65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器等の障がいによる身体障害者手帳1級に該当する方

### 高齢者肺炎球菌予防接種への助成

対象 ●実施年度に65歳になる方  
●60～65歳未満で心臓・腎臓・呼吸等の障がいによる身体障害者手帳1級に該当する方  
※すでに接種された方は対象になりません。

## 特定健診(血液検査、心電図等)、がん検診、希望の検査など

問 健康福祉課保健推進係 ☎87-2112

### 特定健診

対象 30歳以上  
内容 血液・尿・心電図・眼底検査等

### がん検診

対象 30歳以上(子宮・乳がん検診は20歳以上)  
内容 胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診

### 人間ドック

対象 30歳以上  
内容 血液・心電図・腹部超音波・レントゲン検査等

### 希望の検査

対象 検査内容により異なります  
内容 前立腺がん検診、かくたん検査  
胸部ヘリカリCT検査、ピロリ菌検査  
骨粗しょう症検診、エキノコックス症検査

### 大人の歯科検診

対象 20歳以上  
内容 鷹栖歯科・口腔外科、くりやま歯科クリニックで年度内1回のみ無料で受診できます。事前予約は保健推進係までご連絡ください。

### 頸動脈エコー検査費用助成

対象 30歳以上  
内容 旭川市内の医療機関で検査を受け、サンホールはびねすへ検査結果、領収書、振込口座のわかるものを持参してください。



特定健診



がん検診・希望の検査について



卒煙チャレンジ



福祉・健康



鷹栖町フォトギャラリー  
Takasu Town Photo Gallery



戦没者追悼の千羽鶴



長生き感謝祭





# 子育て・教育

## 子育て支援

問 健康福祉課子育て支援係 子 ☎87-2112、町民課医療年金係 医 ☎74-3083

### 手当・助成など

#### ◆産前・産後サポート費用助成 問 子 ☎87-2112

|     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 対象  | 母子手帳交付日～産後1年以内の方                      |
| 助成額 | サービス利用料の1人上限1万円                       |
| 内容  | 家事代行や母乳相談、骨盤矯正など<br>(詳しい内容はお問合わせください) |
| 申請  | 一旦自己負担頂き、領収書をもって子育て支援係へ申請してください。      |

#### ◆不妊治療費の助成 問 子 ☎87-2112

人工受精などの一般不妊治療と特定不妊治療(体外授精、顕微授精)不育症の治療費用の一部を助成します。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象となる治療 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般不妊治療<br/>助成額:1年度当たり5万円</li> <li>●特定不妊治療(体外授精、顕微授精)<br/>助成額<br/>①1回の不妊治療につき上限15万円(1子につき6回まで)<br/>②特定不妊治療に至る一貫として、精子を精巣または精巣上体から採取する手術を行った場合にも15万円までを助成</li> <li>●不育症治療:1回の治療につき、上限10万円(道の助成額を除いた額)</li> </ul> |
| 申請      | <p>治療終了後、健康福祉課子育て支援係へ申請してください。<br/>※申請の詳細については係へお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。</p>  <p>不妊治療助成事業</p>                                                                     |

#### ●払い戻しの申請に必要なもの

- ・窓口に来る方の本人確認書類
- ・医療機関の領収書
- ・保護者の方の通帳等(振込先口座が分かるもの)

※お子さまの健康保険に変更があった場合は届け出が必要です。町民課医療年金係(窓口番号⑦)でお手続きください。

※保育園・学校等でのケガ等の場合、受給者証は使用できません。

#### ◆出産育児一時金 問 医 ☎74-3083

出産育児一時金は、出産された方が出産時に加入している健康保険から支給されます。

##### 国民健康保険に加入されている方

出産一時金として50万円を支給します(産科医療補償制度に加入していない医療機関は48万8千円)。原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」となります。

##### ⚠国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。

#### ◆風しんワクチン接種の助成 問 子 ☎87-2112

|     |                                                                                                                                                                                      |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象  | <p>接種日現在に19歳以上の町民で、以下に該当する方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠を予定または希望している女性</li> <li>●妊娠している女性の夫(妊娠に免疫がない場合)</li> </ul>                                                |
| 助成額 | ワクチン接種費用の実費(上限1万円、1回限り)                                                                                                                                                              |
| その他 | <p>接種後、健康福祉課子育て支援係へ申請してください。<br/>必要書類等申請の詳細については係へお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。</p>  <p>風しんについて</p> |

#### ◆子ども医療費助成制度 問 医 ☎74-3083

- 高校生までのお子さまの保険適用分の医療費を助成します。
- 受給者証を交付しますので、医療機関に提示してください。
- 受給者証が使えなかった場合は町民課医療年金係(窓口番号⑦)で払い戻しの申請をしてください。

#### ◆未熟児養育医療給付 問 医 ☎74-3083

原則として出生体重が2,000g以下で入院養育が必要と医師が認めた乳児に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を給付します。

#### ◆児童扶養手当 問 子 ☎87-2112

父母の離婚、死亡などによって、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。支給には、所得の制限があります。

##### ⚠手当が支給されない場合

支給対象に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、または請求者および児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けるときなど手当が支給されない場合があります。

広 告



小児科・アレルギー科

医療法人  
社 団

土田クリニック



### 診療受付時間

|         |    |             |
|---------|----|-------------|
| 月・火・木・金 | 午前 | 8:50~12:00  |
|         | 午後 | 14:30~17:30 |
| 水       | 午前 | 8:50~12:00  |
| 土       | 午前 | 8:50~12:00  |

休診日/日・祝日

旭川市旭町2条10丁目128-50

TEL 0166-55-0202

URL <https://tsuchidakodomo.mdja.jp/>



## ◆児童手当

問子 ☎87-2112

高校生年代修了まで(18歳になった後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給される手当です。

支給額(令和7年4月現在)

| 支給年齢       | 手当の金額                              |
|------------|------------------------------------|
| 0歳～3歳未満の児童 | 第1子、第2子 ※ 15,000円<br>第3子以降 30,000円 |
| 3歳～高校生年代修了 | 第1子、第2子 ※ 10,000円<br>第3子以降 30,000円 |

※22歳(大学卒業)までの児童のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

## ひとり親家庭の支援

### ◆ひとり親家庭等医療費の助成

問子 ☎74-3083

母子・父子家庭の母、父および児童、父母のいない児童とその児童を養育する者を対象に、健康保険適用分の医療費(内科・歯科・調剤など)が助成されます。所得制限があります。

### ◆母子家庭等自立支援給付金 問子 ☎87-2112

母子・父子家庭の母・父の主体的な能力開発への支援のために、自立支援教育訓練給付金と高等技能訓練促進費があります。受講費用などの一部を支給します。事前申請が必要です。ご相談ください。

### ◆ひとり親家庭放課後児童預かり施設利用料の助成

問子 ☎87-2112

町内の放課後児童クラブ(なんたらもっち・タンタラモッチ・カンタラモッチ・ちびカンタラモッチ)およびアフタースクール「みのりっ子(円山幼稚園内)」を利用する「ひとり親家庭」に対し、利用料の一部を助成し、経済的負担を軽減するとともに、児童の健全育成を図ります。

### ◆高齢者等屋根雪下ろし費用助成事業

問子 ☎87-2112

日常生活上利用している住宅等の屋根雪下ろしおよびその雪の排雪費用の一部を助成します。▶P17

## ◆母子・寡婦福祉資金

問子 ☎87-2112

母子家庭や寡婦の方が経済的に自立して、安定した生活を送るため、就学支度資金などの福祉資金の貸付相談を行っています(道事業)。

### 貸付の種類

- 修学資金(高校～大学) ●事業開始資金
- 事業継続資金 ●技術習得資金 ●修業資金
- 就職支度資金 ●住宅資金 ●転宅資金
- 就学支度資金 ●結婚資金 ●生活資金
- 療養資金

## ◆乳幼児健康診査

問子 ☎87-2112

|      |                                                                                                          |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象   | 4、7、10カ月児、1歳1・6カ月児、3歳6カ月児、5歳児                                                                            |
| 内容   | 計測、尿検査(3歳6カ月児)、問診、診察、保健相談、発達相談、栄養相談、歯科相談、保護者の健康相談                                                        |
| 日時   | 月1回 水曜日/午後12時45分～夕方まで                                                                                    |
| 場所   | サンホールはびねす                                                                                                |
| 受診方法 | 予約の必要はありません。対象者には事前に案内文書をお送りします。<br>お子さんの対象となる健診をご確認の上、直接会場までお越しください。日時を指定してご案内していますので、ご都合が悪い場合はご連絡ください。 |

## ◆幼児歯科検診・フッ化物塗布 問子 ☎87-2112

|      |                                          |
|------|------------------------------------------|
| 対象   | 1歳～就学前児                                  |
| 内容   | 歯科検診、歯科相談、フッ化物塗布(希望者)                    |
| 日程   | 8・9月と2・3月の年2回                            |
| 場所   | 鷹栖歯科・口腔外科(南1-2)、くりやま歯科(南1-6)             |
| 受診方法 | 事前に歯科医院に予約が必要です。対象者には事前に案内文書と受診票をお送りします。 |

## ◆ことばの発達や発育の個別相談

問子 ☎87-2112

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 対象   | 就学前のお子さん                    |
| 内容   | 言語聴覚士によることばの発達面、情緒面などの相談    |
| 受診方法 | 予約制です。ご希望の方は子育て支援係へご連絡ください。 |

## ◆作業療法士による相談

問子 ☎87-2112

年に6回程度、乳幼児健診の際に希望される方に個別相談を行います。ご希望の方は子育て支援係へご連絡ください。

広告



# あさひ眼科

院長 坂上 晃一 (公財)日本眼科学会認定眼科専門医 医学博士

| 診療時間          | 月 | 火  | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---------------|---|----|---|---|---|---|
| 午前9:00～午後0:30 | ● | ●  | ● | ● | ● | ● |
| 午後1:30～午後5:30 | ● | 手術 | ● | ● | ● | ／ |

休診日:日曜・祝祭日 水晶体再建術応需

旭川市旭町2条10丁目 駐車場有り

地域密着の頼れる眼科医家

キッズスペース有

日帰り手術も可能です

バリアフリーで快適な通院

(0166) 59-7700



## 子どもの予防接種

問 健康福祉課子育て支援係 ☎87-2112

ロタウイルス、BCG、B型肝炎、麻しん・風しん、五種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ・ヒブ）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、小児用肺炎球菌、水痘、日本脳炎、子宮頸がんの予防接種があります。出生届、転入届時、該当年に予診票をお渡しします。

### ●対象

- ◆ロタウイルスは、生後6週～24週（または32週）未満児
- ◆BCG・B型肝炎は12カ月未満児
- ◆ヒブ・小児用肺炎球菌は生後2～60カ月未満児
- ◆麻しん・風しんは（1期）12～24カ月未満児と（2期）5～7歳未満児（就学前）
- ◆水痘は12～36カ月未満児
- ◆五種混合は生後3～90カ月未満児
- ◆二種混合（ジフテリア・破傷風）は11歳～13歳未満児（小学6年生相当）
- ◆日本脳炎は（1期）生後6～90カ月未満児と（2期）9歳～13歳未満児
- ※平成19年4月1日以前に生まれた方は20歳の誕生日の前日まで定期接種を受けられます（特別措置）
- ◆子宮頸がんは12歳（小学6年）～16歳（高校1年）相当の女子
- ※現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種は積極的に推奨していません。接種する場合はリスクと有効性をよく理解した上で受けてください。
- ◆こどものインフルエンザ予防接種助成  
0～15歳（中学3年）のインフルエンザワクチンに係る費用の半額を助成します。お問い合わせください。

## 保育園・認定こども園

問 健康福祉課子育て支援係 ☎87-2112

### 保育園の入園について

#### ◆保育園では

保護者が就労等の事情で家庭においてお子さんを保育することができない場合、保護者に代わって保育する施設です。入園年齢については、4月1日現在の年齢で計算されます。

#### ●乳児の受け入れ体制

6  
カ月

生後6カ月～

1  
歳

生後1歳～

#### ◆保育料

保育料は、町民税の課税状況で決定し、算定に用いる課税年度は毎年9月に更新します。

#### ◆入園申込

- 新年度（4月）からの入園  
11月ごろにホームページや広報紙などでお知らせします。
- 年度の途中入園  
健康福祉課子育て支援係までお問い合わせください。

| 保育園・認定こども園      | 住所           | 問い合わせ先   | 入園  |         | 特別保育事業                |
|-----------------|--------------|----------|-----|---------|-----------------------|
|                 |              |          | 定員  | 受入      |                       |
| 鷹栖保育園           | 南1条3丁目2番27号  | ☎87-2267 | 120 | 6<br>カ月 | 延長保育<br>一時保育<br>新年度保育 |
| 認定こども園 たかす円山幼稚園 | 北野東2条2丁目5番1号 | ☎87-3222 | 130 | 1<br>歳  | 延長保育                  |

## 『あったかすまいる』～鷹栖町子育てリレーファイル～

問 健康福祉課子育て支援係 ☎87-2112

『あったかすまいる』～鷹栖町子育てリレーファイル～は、保護者が子どもの成長を記録し、学校や保育園、幼稚園との連携を円滑にして、乳幼児期からの発達や育児に応じた支援を目的としたファイルです。母子健康手帳交付の際にすべての保護者さまにお渡ししています。



あったかすまいる

広 告

### 幼保連携型認定こども園

# たかす円山幼稚園

## TakasumaruYama Kindergarten

### 明るくのびのびとたくましく思いやりのある子

子育て支援センター  
カンガルー組

火曜日・木曜日  
9:00～12:00  
みんなであそぼう  
(1歳半～未就園児対象)

水曜日・金曜日  
9:00～12:00  
はいはい広場  
(0歳～1歳半対象)

火曜日・水曜日・木曜日  
13:00～15:00  
自由にあそぼう  
(0歳～未就園児対象)

お問い合わせはこちら

**TEL 0166-87-3222**

上川郡鷹栖町北野東2条2丁目5-1  
<http://www.takasumaryama.com>

ホームページ Instagram

### 「あそび」のなかに願いがある



## ◆特別保育事業

|      |  延長保育 |  一時預かり保育   |  病後児保育 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者  | 保護者の急な仕事等に対応するため、子どもを保育園等に延長して預けることを必要とする方                                             | 町内に住民登録している満1歳以上で保育園に入園していない児童                                                              | 病気回復期にあつて集団生活(保育)が困難な子どもで、保護者が仕事等の事情により家庭で保育できない場合に一時的に子どもを預けることを必要とする方                   |
| 対応施設 | 鷹栖保育園                                                                                  | 鷹栖保育園                                                                                       | 鷹栖保育園                                                                                     |
| 利用時間 | 保育短時間:午後5時～5時30分<br>保育標準時間:午前7時～7時30分、午後6時30分～7時                                       | ●週3日または月に12日を限度として保護者が通院・入院など一時的に家庭で保育できない場合<br>●育児に伴う負担・ストレスを解消するなどの場合<br>【平日・土曜】午前8時～午後6時 | 病気回復期にあつて集団生活(保育)が困難な子どもで、保護者が仕事等の事情により家庭で保育できない場合<br>【平日・土曜】午前8時～午後6時                    |
| 料金   | ※利用時間ごと<br>300円/回<br>2,000円/月                                                          | 1,500円(日額)<br>※1日の保育時間が4時間以内の場合は、1人1回当たりの負担金額は日額の1/2<br>給食費 300円                            | 1,500円(日額)<br>※1日の保育時間が4時間以内の場合は、1人1回当たりの負担金額は日額の1/2<br>給食費 300円                          |

## ◆その他施設

●森のようちえんぴっばら 16線8号 ☎87-5046 NPO法人 ぴっばらの森代表/松下理香子 2歳児～小学生までの子

## 子育て世代包括支援センター(健康福祉課子育て支援係) ☎87-2112

妊娠期～子育て期間中の不安や困り事についてのワンストップ窓口です。相談内容によっては必要に応じて関係機関へつながることも行います。

- 保健師・助産師・栄養士・相談員が対応し、プライバシーが保たれた場でゆっくりお話を伺います。
- 母子手帳交付の際にご家族に合った支援プランを作成します。

## 教育

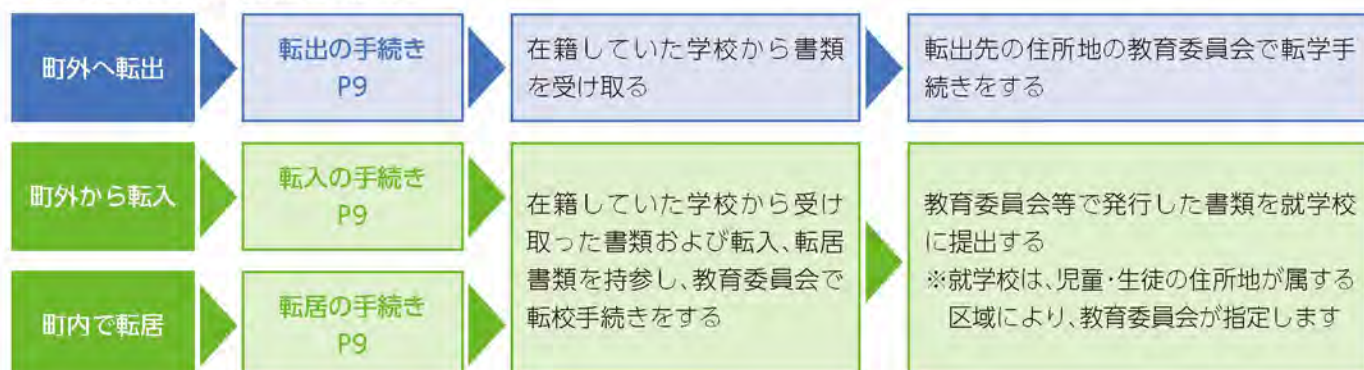
### 小・中学校に関する手続き

問 学校教育係 ☎87-2028

町内に住所がある児童・生徒は教育委員会が指定する小・中学校に入学していただきます。

1月末までに自宅に「就学通知書」をお送りします。

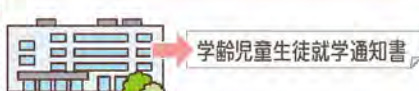
### ◆引っ越した時の手続きの流れ



#### 在籍していた学校から受け取る書類



#### 教育委員会で手続き後に受け取る書類



●指定校以外の学校に就学したいとき特別な事情があると認められた場合は、手続きにより指定校の変更ができます。教育委員会へお問い合わせください。



子育て・教育



## 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

問 健康福祉課子育て支援係 ☎87-2112

保護者が就労などで昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

### ◆放課後児童クラブ一覧

〈鷹栖地区〉

| 児童クラブの名称 | 住所          | 問合せ先     | 運営            |
|----------|-------------|----------|---------------|
| なんたらもっち  | 南1条2丁目1番17号 | ☎87-3173 | NPO法人なんたらカンタラ |
| タンタラモッチ  | 南1条2丁目2番19号 | ☎87-2683 | NPO法人なんたらカンタラ |

〈北野地区〉

| 児童クラブの名称      | 住所                            | 問合せ先           | 運営            |
|---------------|-------------------------------|----------------|---------------|
| カンタラモッチ       | 11線4号5番地                      | ☎87-4873       | NPO法人なんたらカンタラ |
| カンタラモッチ分室     | 北野東3条2丁目3番20号(北野地区住民センター内)    | ☎090-6204-2391 | NPO法人なんたらカンタラ |
| ちびカンタラモッチ     | 12線4号3番地                      | ☎87-2733       | NPO法人なんたらカンタラ |
| アフタースクールみのりっ子 | 北野東2条2丁目5番1号(認定こども園たかす円山幼稚園内) | ☎87-3222       | 学校法人御西学園      |

### ◆学校以外の学習の場

|                      | 内容                                      | 対象           | 時間                                | 問合せ                      |
|----------------------|-----------------------------------------|--------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 土曜教室「がんばると!」         | 基礎的な学習内容の復習や定着                          | 町内の小学2年生～6年生 | 6・7・9・10・11・2月の土曜日<br>午前9時～11時15分 | 教育課学校教育係<br>(☎87-2028)   |
| きたのde寺子屋<br>たかすde寺子屋 | 持参した教科書や問題集を問く中で、わからない部分を地域の方がサポートしています | 町内の小学生       | 月2回程度で<br>午後4時30分～6時              | 鷹栖町社会福祉協議会<br>(☎87-4451) |

## 生涯学習の充実

問 教育課生涯学習係 ☎87-2028

生きがいある人生を過ごすための学習の場を提供します。

|         | 内容                  | 入学資格    | 受講日     | 学習内容            |
|---------|---------------------|---------|---------|-----------------|
| ななかまど大学 | 単年度制の高齢者のための学習の場です。 | 60歳以上の方 | 年間20回程度 | 教養・実技・校外・交流等の学習 |

### ◆図書貸し出し

鷹栖町図書室と北野分室を設置しています。鷹栖町図書室は、約37,000冊本を所蔵しています。また、親子で本に親しむ「おはなしのへや」や、ゆっくりと本と向き合う「読書室」などを備えています。蔵書や貸出状況は、町ホームページからご確認いただけます。詳しくは、各室へお問い合わせください。



鷹栖町図書室

〈鷹栖町図書室〉

|      |                                                          |
|------|----------------------------------------------------------|
| 住所   | 鷹栖町北1条3丁目2-5<br>(鷹栖地区住民センター内)                            |
| 開室時間 | (火～木) 午前10時～午後6時<br>(金) 午前10時～午後7時<br>(土日祝) 午前9時30分～午後5時 |
| 休室日  | 月曜日、その他住民センター休館日、月末整理日、年末年始                              |
| 問合せ  | ☎87-2486                                                 |

〈北野分室〉

|      |                                        |
|------|----------------------------------------|
| 住所   | 鷹栖町北野東3条2丁目3-20<br>(北野地区住民センター内)       |
| 開室時間 | (火～金) 午前10時～午後6時<br>(土 日) 午前9時30分～午後5時 |
| 休室日  | 月曜日、祝日、その他住民センター休館日、月末整理日、年末年始         |
| 問合せ  | ☎87-5772                               |

## 運動・スポーツ活動の充実

問 たかす総合型地域スポーツクラブ・体育振興係 ☎87-2028

たかす総合型地域スポーツクラブでは、多世代を対象に様々な運動・スポーツ教室を開催しています。

|                | 目的                                            | 内容                                              |
|----------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 運動・スポーツ定期教室の開催 | 幼児から高齢者まで、運動・スポーツを楽しみ、健康づくりが気軽にできる環境を目指しています。 | 多種目スポーツ教室<br>運動遊び教室<br>ダンス教室<br>ストレッチ教室<br>ヨガ教室 |
| 各種少年団活動        | 児童の健全育成のため、さまざまなスポーツ活動を行っています。                | 野球、バレー、剣道、クロカン、バドミントン、ミニバスケットボール                |



総合型SCの公式LINE



総合型SCのホームページ





## ごみ・リサイクル

問 町民課住民生活係 ☎74-3083

## ◆ごみの収集

ごみの排出は、氏名を記入した指定のごみ袋または生ごみ専用バケツに入れ、午前6時30分～8時30分の間にごみステーションに出してください。

詳細なルールは「ごみの分別と出し方の手引き」(令和元年6月から適用)、「ごみ減量ガイド」(令和6年度保存版)に掲載しています。

詳細は町HP「ごみの出し方」をご覧ください。「ごみ袋等販売店一覧」や「生ごみ堆肥化容器の助成」などもご覧いただけます。



ごみの出し方

町で力を入れている「ごみ減量化」についてもぜひご協力をお願いします！

★燃やせるごみ減量3つのポイント  
「生ごみ」「プラごみ」「紙ごみ」を分別する

## ペット

問 町民課住民生活係 ☎74-3083

## ◆犬の登録

狂犬病予防法により、犬の飼い主は犬の登録が必要です。登録時に交付する鑑札で飼い主が分かりますので、犬の首輪につけてください。

|     |                |
|-----|----------------|
| 登録料 | 3,000円(申請時支払い) |
|-----|----------------|

犬が死亡した場合や、所有者の変更があった場合には届出が必要です。詳細は町HP「ペットを飼うときは」をご覧ください。



## ◆狂犬病の予防注射

予防注射は、年に1度、4月1日～6月30日までの間に受けることが義務付けられています。町では、毎年4月下旬に各地区で集合注射を実施しています。

| 集合予防注射の場合 | 動物病院などで受けた場合 |
|-----------|--------------|
|-----------|--------------|

|             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| ●注射代 2,690円 | 予防注射済票を役場に提出してください。注射済票を交付します。 |
| ●注射済票代 550円 |                                |
|             | ●注射済票代 550円                    |

## し尿の処理

問 町民課住民生活係 ☎74-3083

## ◆し尿の処理

くみ取り式トイレのし尿収集は、委託業者が行います。

|        | 住所区分(号区分)                                                                                       | 収集予定日     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| し尿の収集日 | 西2号～12号までの方                                                                                     | 毎月2日～15日  |
|        | 13号～23号までの方                                                                                     | 毎月16日～31日 |
| 料金     | 50リットルにつき400円                                                                                   |           |
| その他    | 収集月の変更は1カ月前までに申込みをお願いします。また、冬季間の収集は、積雪や寒冷のため、作業に支障をきたす場合があります。スムーズに収集できるよう、除雪や凍結防止等のご協力をお願いします。 |           |

※仮設トイレのくみ取りが必要な場合は、役場に申込書の提出が必要になりますので、あらかじめご連絡ください。



し尿の処理

## 合併処理浄化槽

問 町民課住民生活係 ☎74-3083

## ◆合併処理浄化槽

合併処理浄化槽を設置する場合に要する経費の一部を助成します。

また、浄化槽を設置した後に、維持管理をしっかり行うことで、機能低下による悪臭などで周囲に迷惑をかけることなく、川などの周辺環境もきれいに保たれます。このため、浄化槽の管理者(設置者)には、法定検査、保守点検、清掃を定期的に行うことが法律で義務付けられています。町では維持管理費の一部を助成しています。

詳細は町HP「合併処理浄化槽」をご覧ください。

合併処理浄化槽

|      |                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------|
| 法定検査 | 北海道が指定する検査機関による、年1回の法定検査を受けましょう                                            |
| 清掃   | 浄化槽清掃許可業者による年1回以上の清掃を受けましょう<br>※浄化槽の中にはごみや汚泥が少しずつ溜まり、そのまま放置すると設備故障の原因になります |
| 保守点検 | 専門業者による4カ月に1回の保守点検を受けましょう                                                  |

広 告

大切な家族へ  
最後の贈り物  
愛に満ちたお見送りを

旭川市内が一望できるペット霊園

旭川ひばりが丘ペット火葬園

個別  
火葬合同  
火葬合同  
慰霊祭

☎0166-87-4194

営業時間 8:00～17:00

鷹栖町15線4号2890番地

運営会社:コンス・A・M・G株式会社

<https://kyokujitsugroup.jp/petkasoen>



## 浄化槽

下水道未整備区域は、浄化槽を設置して生活雑排水を処理します。浄化槽は定期的な点検や検査などが必要です。詳しくは、町民課住民生活係へお問い合わせください。

## 合併処理浄化槽を設置する場合

合併処理浄化槽を設置する場合に要する経費の一部を助成します。希望する方は、事前に町民課住民生活係までお申し込みください。

## 町営バス 問 町民課住民生活係 ☎74-3083

### ◆町営バスの運行

町では、町営バス（運行区間あり・完全予約制・デマンド運行方式）を運行しています。

1日10便で、運行区間は中央・北成・北斗・知遠別地区です。（北野地区は運行していません。）

プラザクロス10前から旭川行の道北バスへの接続も便利です。

#### ●予約専用ダイヤル

☎87-5489（ゴヨック）【みどりハイヤー（株）内】

#### ●乗降場所

自宅前（公道上）・プラザクロス10・サンホールはびねす・役場・たかすメロディーホール・総合体育館・総合スポーツ公園・各地区住民センター（北野地区を除く）・鷹栖小学校・鷹栖中学校・鷹栖保育園（子育て支援センターを含む）・中央墓地・北斗墓地・丸山墓地・廃棄物処理場・四季の里・丸山パークゴルフ場・パレットヒルズ

#### ●料金表

|       | 運賃（定額） | 回数券<br>（11枚綴り） | 定期券<br>（1カ月） |
|-------|--------|----------------|--------------|
| 大人    | 200円   | 2,000円         | 7,000円       |
| 身障者等※ | 100円   | 1,000円         | 3,500円       |

18歳以下運賃無料

※表にある「身障者」とは、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方と、その介護人のことです。

ご利用方法の詳細については町HP「町営バス」をご覧ください。



町営バス

## 墓地の永代貸付

問 町民課住民生活係 ☎74-3083

町内に3つある墓地の貸付をしています。詳細は町HP「墓地」をご覧ください。

|      |                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------|
| 場所   | 中央墓地（16線9号）<br>北斗墓地（17線17号）<br>丸山墓地（22線11号）                      |
| 申込受付 | 随時受け付けています                                                       |
| 使用料金 | 1,010円/㎡（1区画約16㎡）                                                |
| その他  | 埋葬するとき、使用者に変更があったとき、墓石を立てるとき、焼骨を移動するときなどは各種届出が必要です。役場窓口へお越しください。 |



墓地の永代貸付

## ごみステーション購入助成

問 町民課住民生活係 ☎74-3083

キツネや猫、カラス等によるごみの散乱防止のためにごみステーションを設置する町内会などに、ごみステーション購入費を助成します。

対象 町内会または地域団体（事業所は対象外）

内容 購入費の3分の2を助成します（限度額100,000円）

申請 随時受け付けています



鷹栖町フォトギャラリー  
Takasu Town Photo Gallery



ななかまど大学開講式



鷹栖町図書館



## 水道・下水道の使用開始・停止

水道・下水道の使用を開始・停止する際は届け出が必要です。  
開始・停止を希望する日の1週間前までに届け出をしてください。

|       |                                                                          |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 開始    | ・転入や転居で新たに使用を開始する場合<br>※開栓する際は、使用者の立ち合いが必要です。                            |
| 休止・停止 | ・転居・転出などで使用を停止する場合<br>・入院や旅行などで1か月以上不在にする場合や冬期間のみ使用を休止する場合<br>・建物を解体する場合 |

⚠ 届け出をせずに転出・転居した場合、停止期間中の料金が発生する場合があります。  
必ず、事前に届け出をしてください。

## ●手続き方法

|       |                                                    |
|-------|----------------------------------------------------|
| オンライン | 下の二次元バーコードを読み取り、必要事項を入力してください。                     |
| 休止・停止 | 建設水道課にお電話いただくか、窓口までお越しください。(受付:平日 午前8時30分~午後5時15分) |

●料金:開閉栓手数料 1回 1,000円(税抜)



オンライン閉栓手続き

## 水道料金・下水道使用料

- 検針:2か月に1回、奇数月(16~20日)に実施します。検針員が検針票(ご使用水量等のお知らせ)を置いていきますので、必ずご確認ください。
- 算定・請求:使用量に応じて算定し、毎月お支払いいただきます。
- 料金・使用料:

| 区分  | 基本料金(月額)                              | 超過料金                               |
|-----|---------------------------------------|------------------------------------|
| 家事用 | 8㎡まで(税抜)<br>・水道 1,760円<br>・下水道 1,248円 | 1㎡あたり(税抜)<br>・水道 220円<br>・下水道 156円 |

※その他、「家事用以外」「農事組合会館用」などの区分があります。

例) 5月検針時の指針「5」→7月検針時の指針「25」の場合  
差「20」を2か月で案分し、6月の水量を「10」、7月の水量を「10」として計算。

6月分の料金(7月分も同じ)

水道(基本料金) 1,760円×1.1 + (超過料金) 2㎡×220円×1.1 = 2,420円

下水道(基本料金) 1,248円×1.1 + (超過料金) 2㎡×156円×1.1 = 1,716円

合計4,136円(税込)

## 水道料金・下水道使用料の納付方法

## ●納付方法

| 納付方法   | 金融機関・手続きなど                                                                                                                           |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 口座振替   | ●機関:たいせつ農協、あさひかわ農協、北海道銀行、旭川信金、北陸銀行、北洋銀行、ゆうちょ銀行<br>ご連絡いただければ必要書類を送付します。なお、ゆうちょ銀行をご希望の場合は、最寄りのゆうちょ銀行で手続きをしてください。<br>手続き完了まで1か月程度かかります。 |
| 納付書    | ●機関:たいせつ農協、あさひかわ農協、北海道銀行、旭川信金、北陸銀行、ゆうちょ銀行<br>上記の取り扱い窓口でお支払いください。                                                                     |
| コンビニ払い | セブンイレブン、ローソン、セイコーマートなど                                                                                                               |
| スマホアプリ | PayPay、d払い、au PAYなど                                                                                                                  |

## ●支払期日

使用月の翌月末に納付書を送付します。支払期日は、使用月の翌々月の10日です。

なお、口座振替日は支払期日と同日です。

※10日が土日祝日の場合は翌営業日が期日となります。

例) 6月使用分 納付書発送:7月25日頃 支払期日:8月10日



**株式会社 齊藤工業所**

**管工事**

水道衛生工事・保守  
水道衛生設備工事  
水道衛生設備保守

**0166-87-2661** 鷹栖町9線1号4番地



## 水道

### 漏水かな？と思ったときは

自宅にある水道の蛇口を全て閉め、水道メーターの数字を確認します。水道メーターの数字が動いている場合は漏水していることが疑われます。

#### もしも住宅で漏水があった場合は

- ①指定工事店へ修理を依頼してください。
  - ②建設水道課管理係へ漏水及び修理予定などをご連絡ください。  
水道料金の減免手続きについてもご説明させていただきます。
- ※漏水の原因が、給水設備の経年劣化であれば減免対象になります。
- ※凍結や水道の閉め忘れなど、管理責任による漏水の場合は減免対象になりません。

## 下水道

### もしも下水道が詰まったら

(トイレ、台所、風呂場なども)指定工事店にご連絡ください。

### 下水道に流してはいけないもの…

下水道は皆さまの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など

※食器洗いや洗濯などに使う洗剤は、必ず「無リン」のものを使ってください。また、水洗トイレでは溶ける紙(トイレットペーパー)を使ってください。

※給水装置や排水設備は所有者の財産であり、工事・修繕の費用は皆さまのご負担になります。



指定工事店一覧

## 建物・土地・景観・道路・公営住宅

問 建設水道課管理係・建築係・上下水道係 ☎74-3312

### 〈建物を建てる時〉

面積や高さ制限・敷地と道路の関係など各法令や申請がありますのでご相談ください。(都市計画法などで制限のある地域あり)

### 〈建物を解体するとき〉

床面積が80㎡以上の建物を解体する場合は、工事を始める7日前までに届け出が必要です。  
給水装置や排水設備の撤去・改造が伴う場合は指定工事店にご依頼ください。

### 〈土地を造成するとき〉

建物などを建築するために土地の区画形質の変更を行う場合は、都市計画法に基づく開発行為の申請が必要になります。  
〈建築・改築補助〉〈太陽光パネルの設置補助〉〈融雪槽の設置補助補助〉〈空き地・空き家について〉はP32をご参照ください。

### 〈土地取引をするとき〉

次の面積以上の土地取引(売買など)を行う場合は、契約締結後2週間以内に道知事への届け出が必要です。

- 都市計画区域…………… 5,000㎡以上
  - 都市計画区域外…………… 10,000㎡以上
- まちづくり推進課企画政策係☎74-3831へご相談ください。

### 〈森林を所有したとき〉

森林所有者となった場合は、届け出が必要です。  
産業振興課農林畜産係☎74-3582へご相談ください。

### 〈屋外広告物を表示・設置するとき〉

自己の所有する土地や建物でも、要件により屋外広告物の申請が必要になります。

### 〈道路使用・占用手続き〉

車道や歩道を工事などのために一時的に使ったり、道路敷地に工作物を新築、改築、または除去しようとする場合は、道路管理者(町道：鷹栖町、道道：旭川建設管理部☎0166-26-4461)の許可が必要です。

### 〈公営住宅・特定公共賃貸住宅〉

公営住宅・特定公共賃貸住宅は、収入基準などの入居資格が定められています。申し込みは常時受け付けていますので、入居を希望される方は建設水道課管理係☎74-3312へご相談ください。



鷹栖町フォトギャラリー  
Takasu Town Photo Gallery



鷹栖保育園おゆうぎ会



北野保育園おゆうぎ会





# 相談・町内会

## 各種相談

### ◆生活に関わる心配や悩み事

| 種類       | 相談内容                           | 相談日時 | 場所           | 相談員           | 窓口         | 問合せ先     |
|----------|--------------------------------|------|--------------|---------------|------------|----------|
| なんでも相談   | どこに相談したらいいかわからないときはまずこちら！      | 随時   | サンホールはびねす    | 健康福祉課、社会福祉協議会 | 生活福祉相談センター | ☎87-2112 |
| こころの健康相談 | 臨床心理士による相談をお受けします              | 予約制  | サンホールはびねす    | 臨床心理士         | 健康福祉課保健推進係 | ☎87-2112 |
| 福祉全般     | 安心して暮らしていけるよう、地域での身近な支援を行っています | 随時   | 各地区担当、公共施設など | 民生委員、児童委員     | 健康福祉課地域福祉係 | ☎87-2112 |

### ◆子どもに関する心配や悩み事

| 種類            | 相談内容                                     | 相談日時             | 場所                       | 相談員      | 窓口     | 問合せ先     |
|---------------|------------------------------------------|------------------|--------------------------|----------|--------|----------|
| 子どもに関する心配や悩み事 | 家庭・学校・非行・心身障がい・生涯学習など子どもの教育に関する相談をお受けします | 毎週月～金曜 9時～17時    | 役場2階「子ども教育相談室」(会議室B)     | 教育課総務係   | 教育課総務係 | ☎87-2028 |
| 子育て相談         | 子育てに関するお悩み全般をお聞きます                       | 毎週月～金曜 9時30分～16時 | サンホールはびねす「子育て世代包括支援センター」 | 保健師、助産師等 | 子育て支援係 | ☎87-2112 |

### ◆税金に関すること

| 種類   | 相談内容                 | 相談日時 | 場所          | 相談員 | 窓口     | 問合せ先     |
|------|----------------------|------|-------------|-----|--------|----------|
| 税の相談 | 税金に関するさまざまな相談をお受けします | 随時   | 役場1階 お客さま窓口 | 税務係 | 税務課税務係 | ☎74-3108 |

### ◆その他の業務相談

| 種類   | 相談内容                                 | 相談日時 | 場所            | 相談員    | 窓口             | 問合せ先     |
|------|--------------------------------------|------|---------------|--------|----------------|----------|
| 行政相談 | 行政に関する要望や提言、苦情などをお受けします              | 随時   | 必要に応じて調整いたします | 行政相談委員 | まちづくり推進課 広報広聴係 | ☎74-3831 |
| 建築相談 | 建ぺい率や高さ制限、敷地と道路の関係など、建築物を建てる時に相談ください | 随時   | 役場2階 建設水道課    | 建築係    | 建設水道課 建築係      | ☎74-3312 |

## あなたも自治会へ

問 自治会全般の担当:総務課総務係 ☎87-2111

町内には、各地区ごとに町内会や農事組合があり、地域がより発展することと、会員相互の親睦と結びつきを深めることを目的として組織されています。明るい地域づくりのために「町内会」に加入しましょう。

### 自治会ではふれあいを通して住みよいまちづくり活動を行っています

町内会・農事組合を通じて「広報たかす」などの発行物を皆さんのご家庭にお届けします  
(問合せ:まちづくり推進課広報広聴係)

#### 町振興補助金

町民の皆さんと行政と一緒に知恵と力を出し合いながら、地域におけるさまざまな課題解決に向けた自主的な住民活動や地域振興を目的とした活動などを支援します。



鷹栖町振興補助金



相談・町内会





# 健康な生活をおくるための基礎知識

健康はなにものにも代えがたい、自分自身の財産です。

## その① 特定健診・がん検診を受ける！

ご自身のからだの状態を毎年確認することはなにより大切です。調子が悪いところはない＝健康ではありません。多くの病気は自覚症状がないまま進行していきます。

☆特定健診(血液・尿・心電図検査等)、胃・肺・大腸がん検診

⇒ 40歳から毎年受けましょう。

☆乳がん検診 ⇒ 40歳から2年に1回受けましょう

☆子宮がん検診 ⇒ 20歳から2年に1回受けましょう



## その② 卒煙(禁煙)にチャレンジ！

喫煙は肺がんの他にも、様々ながんのリスクになります。血糖値があがるなど生活習慣病にもつながります。禁煙外来を受診して、飲み薬や貼り薬で卒煙する方法もあり、禁煙治療終了時には約75%の人が禁煙に成功しています。

ご本人、まわりの大切な人の健康を守るためにも卒煙はとても大切です。



広告

医療法人社団

# 浅井医院

院長 浅井 真一郎

診療科目 内科、消化器内科

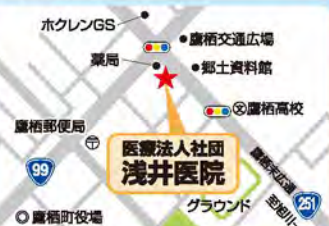
| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 8:00~12:00  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ／ |
| 13:00~16:30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ／ | ／ |

【休診】土曜午後、日曜、祝日

胃内視鏡検査や腹部・頸部の超音波、また、往診も行っております。

地域に根ざし心のかもった医療サービス、  
皆様の「かかりつけ医」として

地域の皆様に信頼される医療を提供することを  
目標としております。  
お気軽にご相談、ご来院ください。



〒071-1201 上川郡鷹栖町南1条2-1-3 電話:0166-87-2002 FAX:0166-59-3911





### その③ マイベジ・ファースト～野菜から食べ始めよう!～

マイベジファーストとは、毎食野菜から食べ始めることを表します。  
食べる順番を変えるだけの方法ですが、様々な効果があります。

- ①食後、血糖値が上がりにくくなる
- ②食事中的コレステロールの吸収をおさえる
- ③満腹感により食べすぎの予防になる



### その④ 減塩食品で手軽に減塩を～最近の減塩食品はおいしい!～

知らず知らずに塩分が多くなることで、高血圧になり、重症化すると脳卒中などに繋がります。食塩の約7割は調味料からとっています。減塩しょうゆなどの減塩食品を使うことで、塩分を手軽に減らすことができます。最近の減塩食品はおいしいものも多く、手軽にスーパーなどで手に入るのぜひ利用してみましょう。



鷹栖町の保健師・管理栄養士・助産師

広 告



医療法人光健会

# 十川眼科 大町院

SOGAWA EYE CLINIC

**受付時間**

|               | 月 | 火  | 水 | 木  | 金 | 土 |
|---------------|---|----|---|----|---|---|
| 8:30 - 11:30  | ● | ●  | ● | ●  | ● | ● |
| 13:30 - 17:30 | ● | 手術 | ● | 手術 | ● | / |

**☎0166-50-0020**

旭川市大町3条6丁目2397-31大町イチフジビル1階

**日曜・祝日 休診**

十川眼科大町院





十川眼科  
SOGAWA EYE CLINIC  
大町院



ホームページ



WEB予約



生活ガイド





# ご利用ください住まいの制度

町内において住宅の新築・増改築、空き家の改修などを行う方に対する補助金制度を設けています。

## 【住宅建築支援事業】 問合せ まちづくり推進課地域振興係

|         |                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| 対象者     | 町内に居住の方または新たに町内に居住する方                                       |
| 対象となる住宅 | ①町内に新築する住宅<br>②町内に既存しており、増改築を行う住宅<br>(一部のリフォーム工事は対象としていません) |
| 補助対象経費  | 住宅の工事に要する費用が20万円以上のもの                                       |
| 補助金額    | 補助対象経費の10分の1以内、基本額25万円+加算額=最大200万円                          |



住宅建築支援事業

## 【空き家改修支援事業】 問合せ まちづくり推進課地域振興係

|          |                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------|
| 対象者      | 町内に空き家を所有している方、または町内の空き家を利用される方                       |
| 対象となる空き家 | ①鷹栖町空き家バンクに登録されている物件<br>②事前に町と協議のうえ、売買もしくは賃貸契約を締結した物件 |
| 補助対象経費   | 空き家の改修工事に要する費用が20万円以上のもの(DIYを含む)                      |
| 補助金額     | 補助対象経費の2分の1以内、基本額30万円+加算額=最大130万円                     |



空き家改修支援事業

工事を行う前に申請書類の提出が必要です。

それぞれ、対象外経費や加算項目の要件、限度額などがございますので詳しくはお問い合わせください。

## 【空き家・空き地バンク】 問合せ まちづくり推進課地域振興係

町内の空き家・空き地を有効活用するため、「空き家・空き地バンク」を開設し、居住希望者に情報を提供しています。また、民間アパートや公営住宅の空き状況も掲載し、住まいの情報をくまなく知ることができます。詳しくは町ホームページをご覧ください。まちづくり推進課地域振興係へお問い合わせください。



空き家・空き地バンク

## 【住宅用太陽光発電システム等設置補助金】 問合せ まちづくり推進課企画政策係

|      |                                                                                           |                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 対象者  | ・町内に住所を有する方、または住所を有する予定の方<br>・自ら居住もしくは居住しようとする住宅に、新たに太陽光発電システムまたは蓄電池を設置する方<br>・町税等の滞納がない方 |                                                                 |
| 補助金額 | ■太陽光発電システム■<br>太陽電池の最大出力の合計値(小数点以下2位未満四捨五入)に、1kw当たり5万円を乗じた額(千円未満の端数は切り捨て)とし、上限20万円        | ■蓄電池■<br>蓄電容量に1kw当たり2万円を乗じて得た額(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て)とし、上限10万円 |



住宅用太陽光発電システム等設置補助金

## 【ゼロカーボンハウス化補助金】 問合せ まちづくり推進課企画政策係

|      |                                                                                 |                                |
|------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 対象者  | ・町内に住所を有するかた<br>・自ら居住する住宅に、木質バイオマス等燃焼機器を購入し設置する方、または窓の断熱改修を施工する方<br>・町税等の滞納がない方 |                                |
| 補助金額 | ■木質バイオマス等燃焼機器■<br>購入費用の3分の1とし、上限5万円                                             | ■窓の断熱改修■<br>施工費用の5分の1とし、上限20万円 |



ゼロカーボンハウス化補助金

## 【融雪槽等設置補助】 問合せ 建設水道課管理係

日常の克雪と住環境の向上を図るため、融雪槽などの設置に対し、経費の1/2(限度額35万円)を補助します。工事着工前に申請書類を提出してください。



融雪槽等設置補助

広告



## 不動産のことなら

空家相談

空地

相続物件

お気軽にご相談ください

宅地建物取引業 北海道知事上川(11)第691号



有限会社

米田不動産



☎0166-32-4414

旭川市東光6条3丁目2番9号

<http://yoneta-f.com>



CHICOどうぶつ診療所は体に優しいドイツ自然療法等を用いた診療所です。

## CHICOどうぶつ診療所

CHICO animail clinic

診療時間 月 火 水 木 金 土 日・祝

10:00~13:00 🐾 🐾 - 🐾 🐾 🐾 9:30

14:30~18:00 🐾 🐾 - 🐾 🐾 🐾 12:00

診療など詳しくはInstagramをご覧ください!

上川郡鷹栖町16-9-2 (旧:たかすの丘どうぶつ診療所)

ホームページからメールでのお問合せもできます

📞0166-74-7222

2024年6月

OPEN

赤い屋根が目印です

体に優しいおやつあります  
ペット酵素浴も常設!!

ホームページ

Instagram



もみほぐし・足つぼ・オイルリンパ

ル ア ナ

privatesalon LUANA

完全予約制 ご予約・お問合せはお電話下さい!

📞070-4710-9566



営業時間 / 10:00~18:00 定休日 / 不定休

上川郡鷹栖町16-9 (CHICOどうぶつ診療所となり)

### 編集後記

「たかす 暮らしのガイド」は、鷹栖町にお住まいの皆さんへ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として鷹栖町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「たかす 暮らしのガイド」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、鷹栖町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「たかす 暮らしのガイド」に掲載の行政情報は、令和7年3月31日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご利用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

### たかす 暮らしのガイド

令和7年3月発行

発行

鷹栖町 / 株式会社サイネックス



鷹栖町HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス 東京本部  
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3  
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 札幌支店  
〒001-0010 北海道札幌市北区北10条西1丁目10-1  
TEL.011-737-7167

※掲載している広告は、令和7年2月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

無断で複写、転載することとはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。





**2027年末までに  
蛍光灯の生産は終了します。  
LED照明への交換を  
お勧めします。**

Since 1966

ご自宅の電気のことでお困りごとはありませんか？

**(有)協同電設**

E-mail▶hamamura@kyoudoudensetsu.co.jp

お見積り  
無料!!

上川郡鷹栖町南1条3丁目3-1

☎(代) **0166-87-2151**

FAX **0166-87-2152**

平日8:00~17:00(土・日・祝 休み)



# 永山さとう眼科

日本眼科学会認定眼科専門医 医学博士 院長 佐藤 栄一

白内障  
網膜硝子体

**日帰り手術**



診療時間

9:00 - 12:30

月 火 水 木 金 土

● ● ● ● ● ●

14:00 - 18:00

● 手術 手術 ● ● ●

※受付は診療終了30分前までです。

休診日 休診日/土曜午後・日曜、祝日

☎ **0166-49-1001**

旭川市永山5条19丁目1-40 駐車場あり

旭川 永山さとう眼科

HPはコチラ▶

HPからインターネットで診療予約できます

